

平成31年

上砂川町議会会議録

第1回 定例会
予算特別委員会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

平成31年第1回定例会

第1号(3月8日)

議事日程	3
会議録署名議員	4
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
吉川 洋の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	4
伊藤充章の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	5
伊藤充章の第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	5
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告	5
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	5
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	5
例月出納検査結果報告(12・1・2月分)	6
発議第1号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	6
常任委員会委員の選任について	6
議会運営委員会委員の選任について	7
選挙第1号 空知中部広域連合議会議員選挙について	7
選挙第2号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員選挙について	8
町長行政報告	8
教育長教育行政報告	8
報告第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止に関する専決処分の承認について(承認)	9
議案第3号 上砂川町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第4号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第5号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算(第6号)	12
議案第6号 平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	15
議案第7号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	16
議案第8号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)	17

議案第 9 号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)	18
町政執行方針	20
教育行政執行方針	25
休会について	28
散会の宣告	28

第 2 号 (3月11日)

議事日程	29
会議録署名議員	29
開議の宣告	29
会議録署名議員指名について	29
議案第 3 号 上砂川町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	30
議案第 4 号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	30
議案第 5 号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算(第6号)(原案可決)	30
議案第 6 号 平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号) (原案可決)	30
議案第 7 号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(原案可 決)	30
議案第 8 号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)(原案可決)	30
議案第 9 号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)(原案可決)	30
議案第10号 平成31年度上砂川町一般会計予算	31
議案第11号 平成31年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算	31
議案第12号 平成31年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	31
議案第13号 平成31年度上砂川町下水道事業特別会計予算	31
議案第14号 平成31年度上砂川町水道事業会計予算	31
予算特別委員会設置及び付託について	39
休会について	39
散会の宣告	39

第 3 号 (3月14日)

議事日程	40
会議録署名議員	40
開議の宣告	40
会議録署名議員指名について	40
町政執行方針に対する質疑	40
高 橋 成 和	40
町長 奥 山 光 一	41

越前 等	4 2
町長 奥山 光一	4 3
小澤 一文	4 5
町長 奥山 光一	4 5
吉川 洋	4 6
町長 奥山 光一	4 7
教育行政執行方針に対する質疑	4 8
小澤 一文	4 8
教育長 飯山 重信	4 8
休会について	4 9
散会の宣告	5 0

第 4 号 (3月20日)

議事日程	5 1
会議録署名議員	5 1
開議の宣告	5 1
会議録署名議員指名について	5 1
予算特別委員会委員長報告	5 1
議案第10号 平成31年度上砂川町一般会計予算(原案可決)	5 1
議案第11号 平成31年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算(原案可決)	5 1
議案第12号 平成31年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算(原案可決)	5 1
議案第13号 平成31年度上砂川町下水道事業特別会計予算(原案可決)	5 1
議案第14号 平成31年度上砂川町下水道事業会計予算(原案可決)	5 1
調査第1号 所管事務調査について(許可)	5 3
派遣第1号 議員派遣承認について(承認)	5 3
追加日程について	5 3
議案第15号 平成31年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)(原案可決)	5 3
閉会の宣告	5 4

平成31年第1回定例会予算特別委員会

第 1 号 (3月15日)

議事日程	5 6
委員長挨拶	5 6
開会の宣告	5 6
開議の宣告	5 6
町長挨拶	5 6
予算特別委員会の日程について	5 7

予算審査の方法について	5 7
予算審査資料の提出について	5 8
その他	5 8
議案第 1 0 号 平成 3 1 年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	5 8
散会の宣告	8 1

第 2 号（3月18日）

議事日程	8 2
開議の宣告	8 2
議案第 1 1 号 平成 3 1 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	8 2
議案第 1 2 号 平成 3 1 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	8 3
議案第 1 3 号 平成 3 1 年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	8 4
議案第 1 4 号 平成 3 1 年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	8 6
閉会の宣告	8 9

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定				予 特	
		3. 8	3.11	3.14	3.20	3.15	3.18
1	小 澤 一 文	○	○	○	○	○	○
2	越 前 等	○	○	○	○	○	○
3	伊 藤 充 章	○	○	○	○	○	○
4	吉 川 洋	○	○	○	○	○	○
5	数 馬 尚	○	○	○	○	○	○
6	堀 内 哲 夫	○	○	○	○	○	×
7							
8	高 橋 成 和	○	○	○	○	○	○
9	大 内 兆 春	○	○	○	○	○	—

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3. 8	3.11	3.14	3.20	3.15	3.18
町 長	奥 山 光 一	○	○	○	○	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○	○	○	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○	○	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○	○	—	—
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○	○	○	○	○
監 査 事 務 局 長							
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○	○	○	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○	○	○	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○	○	○	○	○
建 設 課 技 師 長	三 原 浩 明	○	○	○	○	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○	○	○	○	○
福 祉 課 長	山 崎 数 浩	○	○	○	○	○	○
地 域 支 援 推 進 室 長							
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○	○	○	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○	○	○	○	○
財 務 係 長	東 海 孝 司	—	—	—	—	○	○
建 設 課 主 幹	西 井 洋 一	—	—	—	—	—	○
医 療 保 険 係 長	斉 藤 修 実	—	—	—	—	—	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 定				予 特	
		3. 8	3.11	3.14	3.20	3.15	3.18
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○	○	○	○	○
書 記	佐 藤 友 歌	○	○	○	○	○	○

平成 3 1 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 8 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 1 時 3 9 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 会期決定について
3 月 8 日～3 月 2 0 日
1 3 日間
第 3 諸般の報告
1) 議会政務報告
2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（吉川議員）
3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（伊藤議員）
4) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（伊藤議員）
5) 中空知広域市町村圏組合議会第 1 回定例会結果報告（副議長）
6) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
7) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）
8) 例月出納検査結果報告（1 2・1・2 月分）
第 4 発議第 1 号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
※ 発議第 1 号は、質疑・討論・採決とする。
第 5 常任委員会委員の選任について
第 6 議会運営委員会委員の選任について
※ 常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告につい

て

- 第 7 選挙第 1 号 空知中部広域連合議会議員選挙について
第 8 選挙第 2 号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員選挙について
第 9 町長行政報告
第 1 0 教育長教育行政報告
第 1 1 報告第 1 号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止に関する専決処分の承認について
第 1 2 議案第 3 号 上砂川町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例制定について
第 1 3 議案第 4 号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
第 1 4 議案第 5 号 平成 3 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
第 1 5 議案第 6 号 平成 3 0 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
第 1 6 議案第 7 号 平成 3 0 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第 1 7 議案第 8 号 平成 3 0 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 1 8 議案第 9 号 平成 3 0 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 3 号）
※ 議案第 3 号～第 9 号までは、提案理由・内容説明までとする。

第19 町政執行方針

第20 教育行政執行方針

○会議録署名議員

4番 吉川 洋

5番 数馬 尚

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成31年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、吉川議員、5番、数馬議員を指名いたします。よろしく願います。

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの13日間にすると思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月20日までの13日間に決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（大内兆春） 日程第3、諸般の報告を行います。

議政報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果について報告を求めます。吉川議員。

○4番（吉川 洋） 平成31年度空知中部広域連合議会第1回定例会が開催されましたので、ご報告をいたします。

日時、平成31年2月27日午後2時より。

場所、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室にて開催されました。

議件、議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止の専決処分の承認を求めることについて、議案第2号 平成30年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第2号）、議案第3号 平成30年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第2号）、議案第4号 平成30年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成30年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第2号）、議案第6号 平成31年度空知中部広域連合一般会計予算について、議案第7号、平成31年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算について、議案第8号、平成31年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について、議案第9号 平成31年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決をされましたので、報告といたします。

以上です。

○議長（大内兆春） 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果と第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果について報告を求めます。伊藤議員。

○3番（伊藤充章） 平成31年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、平成31年2月26日午前10時より。

場所でございます。砂川市役所議会委員会室でございます。

議件でございます。議案第1号 平成30年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算、議案第2号 平成31年度砂川地区保健衛生組合会計予算、議案第3号 砂川地区保健衛生組合火葬場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川地区保健衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 例月出納検査報告。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

続きまして、平成31年第1回砂川地区広域消防組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。平成31年2月26日午前11時より。

場所でございます。砂川市役所議会委員会室。

議件でございます。議案第1号 平成30年度砂川地区広域消防組合会計補正予算、議案第2号 平成31年度砂川地区広域消防組合会計予算、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて、報告第1号 例月出納検査報告。

結果でございます。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告について報告を求めます。高橋副議長。

○副議長（高橋成和） 平成31年中空知広域市町

村圏組合議会第1回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、平成31年2月27日水曜日午前10時から。場所につきましては滝川市議会議場。

議件といたしまして、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 平成30年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計補正予算（第1号）、議案第2号 平成31年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算、議案第3号 平成31年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算、議案第4号 平成31年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算、議案第5号 平成31年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果と石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果については私から報告いたします。

平成31年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時、平成31年2月26日午後1時半。

場所、滝川市議会議場。

議件、平成30年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 平成31年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算、報告第1号 例月現金出納検査報告について。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、報告いたします。

平成31年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会が開催されましたので、報告いたします。

日時、平成31年2月27日水曜日午前11時。

場所、滝川市議会議場。

議件、選挙第1号 副議長の選挙について、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 平成31年度石狩川流域下水道組合一般会計予算。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、報告いたします。

次、例月出納検査報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の12月、1月、2月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発議第1号

○議長（大内兆春） 日程第4、発議第1号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提出者である数馬議員より内容の説明を求めます。数馬議員。

○5番（数馬 尚） 発議第1号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記議案を地方自治法第112条及び上砂川町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成31年3月8日

上砂川町議会議長 大内兆春様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 高橋成和 吉川 洋

伊藤充章

提案理由でございますけれども、各委員が共通認識を持って活動の充実を図るため常任委員会の数を減じるものである。

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上砂川町議会委員会条例（昭和62年上砂川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

第2条 常任委員会の名称は行政常任委員会とし、委員の定数は議長を除く8人とする。

第2条に次の1項を加える。

第2項、常任委員会の所管は、上砂川町課設置条例（平成元年条例第13号）第1条に規定する課及び室、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管する事務とする。

第7条第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項に繰り上げ、第4項及び第5項を削る。

附則

この条例は、平成31年3月8日から施行する。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で内容の説明を終わります。

それでは、本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。数馬議員ほか3名から提出されました発議第1号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、提案のとおり決定いたしました。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（大内兆春） 日程第5、常任委員会委員の選任について議題といたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。行政常任委員会委員につきましては、議長を除く全議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、ただいま指名しましたとおり行政常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（大内兆春） 日程第6、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任についても委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。議会運営委員会委員には、伊藤議員、吉川議員、数馬議員、高橋副議長の4名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたします。

行政常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選であります。選考委員会において申し合わせておりますので、議長から報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、報告いたします。

行政常任委員会委員長、吉川議員、副委員長、伊藤議員。

議会運営委員会委員長、数馬議員、副委員長、高橋副議長。

以上のとおり報告いたします。

なお、各附属機関の委員の選任につきましても、申し合わせにより決定しておりますので、後ほど名簿を配付いたします。

◎選挙第1号

○議長（大内兆春） 日程第7、選挙第1号 空知中部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選することに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

空知中部広域連合議会議員に伊藤議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました伊藤議員を空知中部広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました伊藤議員が空知中部広域連合議会議員に当選されまし

た。

ただいま当選されました伊藤議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎選挙第2号

○議長（大内兆春） 日程第8、選挙第2号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に高橋副議長を指名することにいたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました高橋副議長を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました高橋副議長が中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました高橋副議長が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知いたします。

◎町長行政報告

○議長（大内兆春） 日程第9、町長行政報告を行います。町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成30年第4回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特段報告申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願ひまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（大内兆春） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（大内兆春） 日程第10、教育長教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

平成30年第4回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、小中学校にて提供される給食費の値上げと英語指導助手の招聘についての2件につきましてご報告申し上げます。

1件目の給食費の値上げにつきましては、平成26年4月に消費税増税等に伴い1食当たり小学校では266円、中学校においては310円に単価改正をし、現在までに至っております。改定から5年が経過しており、給食に使用する多くの食材については人件費のアップや近年の天候不順により高騰しており、献立や食材の工夫を行いながら給食の栄養価の確保を行ってまいりましたが、現行の給食費のやりくりは限界となり、また本年10月には消費税の増税も想定されていることから、昨年7月よりPTA、学校、教育委員会の代表で構成される学校給食連絡協議会にて今後の対応について検討を重ねた結果、値上げの必要があると判断し、案

として本年4月より小中学校それぞれ20円アップの小学校286円、中学校330円をしたい旨を昨年12月に小中学校の全保護者に文書にて提示をし、意見集約を図ったところです。申し出期限の1月23日まで保護者から意見がなかったことから、改めて値上げについて2月上旬に周知をし、本年4月より給食費の値上げを実施することといたしております。

なお、今回の値上げ幅の半額部分については給食費の半額助成を行っておりますことから、当初予算にて増額計上させていただきたいと考えております。給食の提供については、栄養価の確保することはもちろんのこと、今後も適正価格での食材の確保を行いながら安心、安全に提供できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

2件目、英語指導助手の招聘についてであります。昨年8月に採用したルシエ・デヴィン氏に次期任用期間である本年8月6日以降の再任用について意向を確認したところ、本人から再任用を辞退したいとの申し出がありました。辞退の理由といたしましては、カナダにいる祖父が視覚に障害があり、単身で生活しているため帰国をし、お世話したいとのことでありましたので、デヴィン氏の意向を承諾したところであります。

この再任用辞退を受けまして、本町としては新たな英語指導助手を採用するため現在北海道国際課に対しカナダ国籍で運転免許を有する男性独身者を優先する採用条件を付した事前要望調書を提出しており、6月ごろには決定する予定となっております。デヴィン氏に係る帰国経費及び後任の方の赴任経費については、当初予算にて計上させていただきたいと考えております。

英語指導助手につきましては、生の英語を児童生徒に十分反映できる英語指導助手となるよう授業への活用方法についてこれからも学校と協議を行いながら、子供たちの英語力向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよ

うお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（大内兆春） 日程第11、報告第1号 北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止に関する専決処分承認について議題といたします。

報告の理由を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第1号 北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止に関する専決処分承認について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

提案理由といたしましては、北海道市町村総合事務組合において石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理できる（事務の委託）よう定める規約を制定し、現行規約を廃止するため、平成31年2月1日に専決処分したので、これを報告し、その承認を求めます。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。規約本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、規約本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第1号について内容の説明をいたします。

このたびの北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止は、複合的一部事務組合については地方自治法上北海道、または北海道を構成員とする一部事務組合が加入できないことから、その是正を行うため規約を変更するものであります。規約の変更には本来であれば議会の議決を求めるところであります。議会を招集する時間的余裕がなく、緊急を要することから、これを平成31年2月1日に専決処分したので、報告し、承認を求めます。

変更の主な内容でございますが、北海道市町村総合事務組合の構成員及び共同処理する事務を定めた北海道市町村総合事務組規約の別表から石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を削除し、他の地方公共団体から事務の委託を受けられる旨を規定した条文を加えるものであります。また、平成29年度、平成30年度中に構成団体の名称変更等があったものにつきましては今回の規約にて変更するものであります。

以上が変更の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして規約本文の読み上げは省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第1号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより報告第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件について承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止に関する専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

◎議案第3号 議案第4号

○議長（大内兆春） 日程第12、議案第3号と日程第13、議案第4号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議案第3号 上砂川町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例制定についてと日程第13、議案第4号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第3号及び議員第4号について一括提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第3号 上砂川町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例制定について。

上砂川町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、学校教育法の一部を改正する法律の公布により廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正されたことに伴い、関係条項を改正するものであること。

次に、議案第4号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について。

上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、学校教育法の一部を改正する法律の公布により布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改正されたことに伴い、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第3号並びに議案第4号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの改正は、学校教育法の改正により本年4月より新たな高等教育機関として専門職大学制度が設けられることに伴い、一般廃棄物最終処分場設置条例に規定する技術管理者並びに水道事業給水条例に規定する布設工事監督者と水道技術管理者の資格要件が一部改正されたことから、条例の関係条項を改正するものであります。

具体的には専門職大学の前期課程を修了した者は短期大学の卒業と同様の教育水準を達したものとみなされるため、条例に規定する短期大学には専門職大学の前期課程が含まれ、短期大学卒業者にも専門職大学の前期課程修了者が含まれることを明記するものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー1と資料ナンバー2の

新旧対照表をご参照願ひいたします。

それでは、本文に参ります。初めに、議案第3号でございます。上砂川町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例。

上砂川町一般廃棄物最終処分場設置条例（平成14年上砂川町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号及び第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。
続きまして、議案第4号でございます。上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

上砂川町水道事業給水条例（昭和33年上砂川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した）」を加える。

第51条第1項第2号中「卒業した」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した）」を、「同項第3号に規定する学校を卒業した」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同項第4号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同項第3号に規定する学校の卒業生」の次に「専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附則

この条例は、平成31年4月1日より施行する。
以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の

説明を終わります。

◎議案第5号

○議長（大内兆春） 日程第14、議案第5号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第5号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,730万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,320万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月8日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第5号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税1,400万円の追加で、1億7,302万9,000円となります。

1 項町民税1,400万円の追加で、9,414万4,000円となります。

9 款地方交付税8,807万円の追加で、16億9,024万1,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

12 款使用料及び手数料465万8,000円の減額で、1億7,388万3,000円となります。

1 項使用料465万8,000円の減額で、1億5,692万円となります。

13 款国庫支出金997万7,000円の減額で、2億3,391万3,000円となります。

1 項国庫負担金749万7,000円の追加で、1億5,582万円となります。

2 項国庫補助金1,747万4,000円の減額で、7,664万2,000円となります。

14 款道支出金380万7,000円の追加で、1億3,394万8,000円となります。

1 項道負担金342万2,000円の追加で、1億466万2,000円となります。

2 項道補助金38万5,000円の追加で、2,328万4,000円となります。

15 款財産収入221万6,000円の追加で、1,967万7,000円となります。

1 項財産運用収入25万8,000円の追加で、1,768万8,000円となります。

2 項財産売払収入195万8,000円の追加で、198万9,000円となります。

16 款寄附金300万1,000円の追加で、301万2,000円となります。

1 項寄附金、同額であります。

17 款繰入金9,010万円の減額で、9,250万円となります。

1 項基金繰入金1億6,000万円の減額で、2,260万円となります。

2 項特別会計繰入金6,990万円の追加で、6,990万円となります。

18 款諸収入771万3,000円の追加で、1億98万5,000円となります。

5 項雑入771万3,000円の追加で、9,034万8,000円となります。

19 款町債6,322万8,000円の追加で、8億7,192万8,000円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が7,730万円の追加で、36億5,320万円となります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、2 款総務費4,951万5,000円の追加で、3 億7,652万8,000円となります。

1 項総務管理費4,951万5,000円の追加で、3 億4,128万9,000円となります。

3 款民生費1,502万2,000円の追加で、13億1,029万5,000円となります。

1 項社会福祉費1,667万4,000円の追加で、6 億5,234万円となります。

2 項児童福祉費165万2,000円の減額で、6 億5,534万5,000円となります。

4 款衛生費33万5,000円の減額で、2 億5,469万6,000円となります。

1 項保健衛生費69万4,000円の減額で、1 億4,594万6,000円となります。

2 項清掃費35万9,000円の追加で、1 億875万円となります。

7 款商工費4,500万円の追加で、1 億1,563万9,000円となります。

1 項商工費、同額であります。

8 款土木費2,535万円の減額で、3 億9,151万9,000円となります。

1 項土木管理費282万7,000円の減額で、1 億3,249万8,000円となります。

2 項道路橋りょう費649万9,000円の減額で、1 億4,010万2,000円となります。

3 項住宅費1,602万4,000円の減額で、1 億1,891万9,000円となります。

9 款消防費547万8,000円の減額で、2 億1,136万6,000円となります。

1 項消防費、同額であります。

10 款教育費124万円の追加で、1 億1,840万2,000円となります。

2 項小学校費60万円の追加で、3,222万円となります。

3 項中学校費64万円の追加で、4,476万2,000円となります。

12 款公債費269万4,000円の減額で、3 億5,909万3,000円となります。

1 項公債費、同額であります。

13 款職員費38万円の追加で、4 億6,713万7,000円となります。

1 項職員費、同額であります。

歳出合計が7,730万円の追加で、36億5,320万円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策、5,800万円、6,542万8,000円。過疎地域自立促進特別事業、5,680万円、5,030万円。役場庁舎建設実施設計事業、5,580万円、5,490万円。認定こども園等複合施設建設事業、4 億4,100万円、5 億5,070万円、末広橋長寿命化補修事業、210万円、190万円、春日橋長寿命化補修事業、1,400万円、1,310万円、町道鶉北線路盤改良舗装事業2,330万円、全額減額であります。下鶉改良住宅改善事業、990万円、950万円。東山団地改善事業、3,190万円、3,040万円。鶉改良住宅屋根外壁塗装事業、1,480万円、全額減額であります。水槽付消防ポンプ自動車更新事業、5,980万円、5,440万円。

事項別明細書14ページ、歳出でございます。このたびの補正につきましては最終補正予算であり、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査であります。また、主なものは基金への積立金でありますので、予算額の読み上げとさせていただきます。減額の大きいものと追加となる費目を中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3、歳出、2 款1 項1 目一般管理費4,157万1,000円の追加で、1 億821万円となります。4 節 公共費は臨時職員の異動による精査で、25 節 積立金4,125万9,000円の追加は、ふるさと納税に23件分をふるさとづくり基金に209万1,000円、公共施設

整備基金に3,800万円、財政調整基金へ利息分25万8,000円、一般寄附金7件分を地域振興基金に91万円積み立てるものであります。

5目財産管理費740万円の追加で、1億5,357万6,000円となります。11節需用費263万8,000円の追加は、福祉医療センター各種修繕料であります。15節工事請負費は精査であります。18節備品購入費は、町立診療所の薬剤分包機更新として680万円計上するものであります。

11目地域振興費294万7,000円の追加で、2億9万1,000円となります。8節報償費は移住定住奨励金の精査で、11節需用費25万円の追加と14節使用料及び賃借料24万円の追加は北海道日本ハムファイターズ応援大使事業消耗品とバスの借り上げ料の計上であります。19節負担金、補助及び交付金325万7,000円の追加は、中央バス路線維持助成金の計上であります。

12目地域おこし協力隊事業費240万3,000円の減額で、1,846万5,000円となります。1節報酬から4節共済費までは人件費の精査で、18節備品購入費20万円の追加はふらっとに新メニュー制作用のオープンを購入するものであります。

3款1項1目社会福祉総務費1,922万6,000円の追加で、3億6,993万5,000円となります。13節委託料152万5,000円の追加は、道の請求事務の変更に伴い事務の簡素化を図るため、北海道医療給付システムを導入するものであります。20節扶助費1,880万9,000円の追加は対象者増による精査で、28節繰出金は精査であります。

2目老人福祉費111万1,000円の減額は精査であります。

○議長（大内兆春） 続けてください。

○副町長（林 智明） 5目介護保険費53万5,000円の追加と8目後期高齢者医療費197万6,000円の減額は、いずれも精査であります。

2項1目児童福祉総務費230万円の減額は、対象者数減による精査であります。

2目保育所費24万8,000円の追加で、1,664万8,

000円となります。7節賃金15万円の追加は臨時代替調理員分の精査で、19節負担金、補助及び交付金は9万8,000円の追加は11月に滝川市から転入してきた園児が1月末まで滝川の保育園に通園していたことから、広域入所負担金として計上するものであります。

3目認定こども園建設費40万円の追加は、施設概要パンフレットの作成経費の計上であります。

4款1項1目保健衛生総務費69万4,000円の減額で、1億2,518万8,000円となります。11節需用費15万円の追加は東鶉歯科診療所の屋根の修繕料で、28節繰出金は水道事業会計の繰出金の精査であります。

2項2目じん荼処理費35万9,000円の追加で、9,875万円となります。11節需用費69万2,000円の追加はじん荼車の修繕料で、19節負担金、補助及び交付金は負担金の精査であります。

7款1項2目企業開発費4,500万円の追加で、8,140万5,000円となります。19節負担金、補助及び交付金2,500万円の追加は燃料費の高騰、また昨年9月の大規模停電による宿泊キャンセルやシンガポールの中学生団体のキャンセルなどによる減収、さらには振興公社に貸与している旧通園バスが購入後30年を経過し、修理部品もないことから、バスの更新費用も含め振興公社に助成するものであります。25節積立金2,000万円の追加は、産業振興基金に積み立てするものであります。

8款1項1目土木総務費282万7,000円の減額は精査であります。

2項1目道路維持費649万9,000円の減額は精査であります。

3項1目住宅管理費は地方債を借り入れしなかったことによる財源内訳の変更で、2目公営住宅建設費1,602万4,000円の減額は工事費の精査であります。

9款1項1目消防費547万8,000円の減額は、消防ポンプ自動車入札減に伴う負担金の精査であります。

10款2項1目学校管理費60万円の追加と3項1目学校管理費64万円の追加は、教師用パソコン更新費用の計上であります。

12款1項1目元金37万1,000円の減額と2目利子232万3,000円の減額は、いずれも臨時財政対策債利率見直しと一時借入金利子の精査であります。

13款1項1目職員給与費38万円の追加は精査であります。

次に、9ページ、歳入であります。2、歳入、

1款1項1目個人400万円の追加は課税人員の増で、2目法人1,000万円の追加は誘致企業1社の決算納付の増であります。

9款1項1目地方交付税8,807万円の追加は、交付決定額の追加であります。

12款1項4目土木使用料465万8,000円の減額は精査であります。

13款1項1目民生費負担金749万7,000円の追加は精査であります。

2項4目土木費補助金1,747万4,000円の減額は、歳入減に伴う精査であります。

14款1項1目民生費負担金341万4,000円の追加と2目保険基盤安定拠出金8,000円の追加は、いずれも精査であります。

2項1目総務費補助金38万5,000円の追加は精査であります。

15款1項2目利子及び配当金25万8,000円の追加は、基金利子であります。

2項2目不動産売払収入195万8,000円の追加は、下鶉分譲団地1区画分の売払収入の計上であります。

16款1項1目寄附金300万1,000円の追加は、歳出同額を計上するものであります。

17款1項1目基金繰入金1億6,000万円の減額は、いずれも他の財源が確保できたことによる減額であります。

2項1目特別会計繰入金6,990万円の追加は、国民健康保険特別会計から一般会計に繰り入れす

るものであります。

18款5項5目雑入771万3,000円の追加は、空知中部広域連合の包括的支援事業において特例の上限額の該当となったことから、678万7,000円を追加し、その他の雑入は精査であります。

19款1項1目総務債2万8,000円の追加は、同意予定額を計上するものであります。

3目土木債4,110万円の減額は、歳出の減と借入れをとめたことによる精査であります。

4目消防債540万円の減額は、歳出減に伴う精査であります。

5目民生債1億970万円の追加は、同意予定額を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第6号

○議長（大内兆春） 日程第15、議案第6号 平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第6号 平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ7,660万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,178万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月8日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第6号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税122万3,000円の減額で、4,206万6,000円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

3款繰入金110万8,000円の減額で、4,926万3,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入7,893万8,000円の追加で、8,044万円6,000となります。

2項雑入7,893万8,000円の追加で、8,044万4,000円となります。

歳入合計が7,660万7,000円の追加で、1億7,178万7,000円となります。

2、歳出、1款総務費7,660万7,000円の追加で、1億7,163万2,000円となります。

1項総務管理費7,660万7,000円の追加で、1億7,049万7,000円となります。

歳出合計が7,660万7,000円の追加で、1億7,178万7,000円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。

3、歳出、1款1項1目一般管理費7,660万7,000円の追加で、1億7,049万7,000円となります。19節負担金、補助及び交付金は広域連合分賦金の精査で、25節積立金は広域連合分賦金前年度精算還付金が生じたことから、国民健康保険特別会計基

金に900万円を積み立て、28節繰出金は前年度清算金のほかに広域化支援給付基金精算還付金も生じたことから、一般会計繰出金として6,990万円計上するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税122万3,000円の減額は、資格異動及び所得の減によるものであります。

3款1項1目一般会計繰入金110万8,000円の減額は、当初見込みの歳出不足分について精算還付金が生じたので、精査するものであります。

4款2項3目雑入7,893万8,000円の追加は、各精算金等の追加であります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第7号

○議長（大内兆春） 日程第16、議案第7号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第7号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ433万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,995万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月8日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、

よろしくお願ひいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第7号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料408万1,000円の減額で、4,350万5,000円となります。

1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

3款国庫支出金1,000円の減額で、74万円となります。

1項国庫補助金、同額であります。

4款繰入金25万2,000円の減額で、2,549万3,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

6款繰越金3,000円の追加で、3,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が433万1,000円の減額で、6,995万6,000円となります。

2、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金433万1,000円の減額で、6,721万9,000円となります。

1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計が433万1,000円の減額で、6,995万6,000円となります。

事項別明細書6ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金433万1,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合負担金の精査であります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目特別徴収保険料322万2,000円の減額と2目普通徴収保険料85万9,000円の減額は、いずれも被保険者数の減によるものであります。

3款1項1目総務費補助金1,000円の減額は確定精査であります。

4款1項1目事務費繰入金26万3,000円の減額と2目保険基盤安定繰入金1万1,000円の追加は、いずれも精査であります。

6款1項1目繰越金3,000円の追加は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第8号

○議長（大内兆春） 日程第17、議案第8号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第8号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ356万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,128万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月8日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第8号に

ついて内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款使用料及び手数料92万円の減額で、3,162万2,000円となります。

1項使用料、同額であります。

3款国庫支出金50万円の減額で、400万円となります。

1項国庫補助金、同額であります。

4款繰入金204万7,000円の減額で、1億1,217万円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

6款町債10万円の減額で、1,290万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が356万7,000円の減額で、1億6,128万9,000円となります。

2、歳出、1款下水道費353万円の減額で、6,217万8,000円となります。

1項下水道整備費353万円の減額で、5,348万7,000円となります。

2款公債費3万7,000円の減額で、9,901万1,000円となります。

1項公債費、同額であります。

歳出合計が356万7,000円の減額で、1億6,128万9,000円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、特定環境保全公共下水道事業債、補正前限度額450万円、補正後限度額440万円。

事項別明細書7ページ、歳出でございます。3、歳出、1款1項1目総務管理費12万円の追加は、消費税及び地方消費税の確定精査であります。

2目下水道建設費365万円の減額は精査であります。

2款1項1目元金61万8,000円の追加と2目利子65万5,000円の減額は、償還方法、借り入れ利率の変更によるものであります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、2款1項1目下水道使用料92万円の減額は、1節

現年度使用料は使用料減による精査で、2節滞納繰越分は滞納繰り越し分の確定精査であります。

3款1項1目下水道事業費補助金50万円の減額は精査であります。

4款1項1目一般会計繰入金204万7,000円の減額は、一般会計繰入金を減額するものであります。

6款1項1目下水道事業債10万円の減額は精査であります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第9号

○議長（大内兆春） 日程第18、議案第9号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第9号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

（総則）

第1条 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条及び平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（以下「補正予算」という。）（第2号）第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款水道事業収益、既決予算額1億3,394万4,000円、補正予算額150万円の減額、計1億3,244万4,000円。

第1項営業収益、8,654万8,000円、300万円の減額、8,554万8,000円。

第2項営業外収益、4,739万6,000円、150万円、4,889万6,000円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、既決予算額1億3,394万4,000円、補正予算額150万円の減額、計1億3,244万4,000円。

第2項営業外費用、2,670万1,000円、150万円の減額、2,520万1,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条及び補正予算(第1号)第2条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款資本的収入、既決予算額1億1,857万9,000円、補正予算額384万4,000円の減額、計1億1,473万5,000円。

第2項企業債、3,710万円、110万円の減額、3,560万円。

第4項他会計補助金、926万3,000円、234万4,000円の減額、691万9,000円。

次ページです。

(支出)

科目、第1款資本的支出、既決予算額1億6,962万7,000円、補正予算額384万4,000円の減額、計1億6,578万3,000円。

第2項建設改良費、5,860万円、384万4,000円の減額、5,475万6,000円。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた、企業債の限度額「3,710万円」を「3,560万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 補正予算(第2号)第4条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「4,554万6,000円」を「4,704万6,000円」に改め、補正予算(第1号)第3条に定めた、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「926万3,000円」を「691万9,000円」に改める。

平成31年3月8日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第9号について内容の説明をいたします。

3ページであります。平成30年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益150万円の減額で、1億3,244万4,000円となります。

1項営業収益300万円の減額で、8,354万8,000円となります。

1目給水収益300万円の減額で、8,340万6,000円となります。

2項営業外収益150万円の追加で、4,889万6,000円となります。

2目繰入金150万円の追加で、4,704万6,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用150万円の減額で、1億3,244万4,000円となります。

2項営業外費用150万円の減額で、2,520万1,000円となります。

1目支払利息及び企業債取扱費135万円の減額で、2,064万7,000円となります。

3目消費税及び地方消費税15万円の減額で、362万9,000円となります。

次ページであります。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入384万4,000円の減額で、1億1,473万5,000円となります。

2項企業債150万円の減額で、3,560万円となります。

1目企業債、同額であります。

4項他会計補助金234万4,000円の減額で、691万9,000円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出384万4,000円の減額で、1億6,578万3,000円となります。

2 項建設改良費384万4,000円の減額で、5,475万6,000円となります。

1 目簡易水道等施設整備事業費、193万8,000円の減額で、4,876万2,000円となります。

2 目配水管整備事業費190万6,000円の減額で、599万4,000円となります。

事項別明細書 5 ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱費135万円の減額は、一時借入金利息の精査であります。

3 目消費税及び地方消費税15万円の減額は、消費税及び地方消費税の確定精査であります。

次に、収益的収入に参ります。収益的収入、水道事業収益、営業収益、1 目給水収益300万円の減額は、家事用使用量減による精査であります。

水道事業収益、営業外収益、2 目繰入金150万円の追加は、収支不足分について一般会計繰入金を充当するものであります。

次に、6 ページ、資本的支出であります。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1 目簡易水道等施設整備事業費193万8,000円の減額と2 目配水管整備事業費190万6,000円の減額は、工事費等の精査であります。

次に、資本的収入に参ります。資本的収入、資本的収入、企業債、1 目企業債150万円の減額は、工事費の減額による精査であります。

資本的収入、他会計補助金、1 目他会計補助金234万4,000円の減額は、一般会計補助金を減額するものであります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 22 分

再開 午後 零時 59 分

○議長（大内兆春） 昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町政執行方針

○議長（大内兆春） 日程第19、町政執行方針について議題といたします。

町政執行方針の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、平成31年度町政執行方針を申し上げます。お手元に配付しております資料1ページをごらん願います。

平成31年第1回上砂川町議会定例会の開会にあたり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、町民各位をはじめ各団体の皆様のご支援を賜り、町長として2期目の町政執行の重責を担わせていただくことになり、早1年を経過するところであります。この間、急速な人口減少と少子高齢化など町政運営に大きな影響を及ぼす課題のある中、「第7期上砂川町総合計画」及び「上砂川町まち・ひと・しごと総合戦略」に基づき、子育て支援事業や高齢者支援事業及び移住定住対策などに、議員各位並びに町民の皆様のご協力を賜り、課題解決に向け取り組みながら町政を執行してきたところであります。

本町の財政運営につきましては、自主財源に乏しく、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤であることから、国の財政状況によっては、さらに厳しい行財政運営を強いられることも想定されます。

常に効率的行政運営に努めつつ、多様化する町民ニーズをしっかりと把握するとともに、限られた財源を効果的に活用し、将来に向け持続可能な行政財政運営がなせるよう全力を傾注してまいり所存であります。

本年は、上砂川町に開拓の鋤が下ろされ120年、開町70年の節目の年を迎えます。先人が築き上げたこの町を守り、町民の幸せと将来をしっかりと見据え、住民対話を大切に、皆さんから寄せられた信頼と期待に応えるべく行政運営に努め、職員とともに「ゆめ・希望・そして輝く・上砂川の創生」を目指し、全力で取り組んでまいり所存で

ありますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、平成31年度の主要施策の大綱について申し上げます。

第一 健康でいきいきと暮らせるまち

1. 安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進

子育て支援につきましては、新たな地域の子育て支援の拠点として4月に開園する認定こども園において、子育て世代の負担軽減を図るため保育費用の無償化や医師からの処方による薬に限り投薬を開始するとともに、音楽、運動を取り入れた特色ある幼児教育など保育環境の整備に努めてまいります。

なお、本年度においては、園庭の整備と旧保育園の除却に着手してまいります。

また、認定こども園に併設する児童館につきましては、放課後の子どもの居場所や遊び場を提供するため、図書室・遊戯室・創作活動室を配置し児童館機能の充実を図ります。

2. 地域共生社会づくりの推進

地域共生社会づくりにつきましては、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、昨年拡充した除雪サービスや高齢者等冬の生活支援事業を継続し、在宅福祉サービスの充実を図ります。

地域見守り活動につきましては、民間事業者による見守り活動に加え、社会福祉協議会など関係機関との連携により、ボランティア活動の推進とネットワークの充実に努めてまいります。

また、障がい者支援につきましては、障がい児と難病患者を加えた「第5期障がい福祉計画」に基づき、障がい者福祉施策の推進と充実に努めるとともに、障がい者の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の体制整備について検討してまいります。

介護保険事業につきましては、要介護状態にな

っても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を目指し、地域ケア会議及び地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

3. 生涯にわたる健康づくりの推進

健康づくりにつきましては、生活習慣病予防と重症化予防を基本に、昨年から実施している乳がん検診の超音波検診及び小中学生の生活習慣病予防健診を継続するとともに、新たに後期高齢者健康診査の集団健診の実施や前立腺がん検診を町内及び砂川市の医療機関でも受診できるよう拡充してまいります。

また、自分の健康は自分で守ることを基本に各種検診の受診を促すため、検診自己負担の軽減を継続し、早期発見、早期予防に努めてまいります。

高齢者の健康維持と介護予防対策につきましては、65歳以上の健診の事後指導並びに各地域で実施している住民主体の「いきいき百歳体操」を支援するとともに、引き続き訪問リハビリテーションや地域おこし協力隊と連携した介護予防事業に取り組んでまいります。

第二 あらゆる世代が豊かな心を育むまち

1. 子どもたちが健やかに成長する教育の推進

総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次代を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につける教育を支援してまいります。

学校教育につきましては、公設学習塾の対象学年、教科の拡充を支援し、基礎学力の向上と定着を図ってまいります。

プログラミング教育につきましては、小学校は2020年度から中学校においては2021年度から必修になることから、教職員に対し各種研修会への参加を促すとともに、ソフト・ハードの整備についても検討してまいります。

いじめ問題につきましては、「上砂川町いじめ

防止等基本方針」に基づき、「いじめを絶対に見逃さない」という姿勢のもと、早期発見・早期対応に努めてまいります。

準要保護世帯に対する新入学学用品等就学援助につきまして、保護者の負担軽減を図るため、入学前支給を継続してまいります。

2. 生涯にわたり学べる環境づくりの推進

社会教育につきましては、乳幼児期から高齢者までの様々な学習ニーズに応えるため、「フラダンス教室」や「スマホ写真講座」等を新たに開催し、各世代の学習機会の充実が図られるよう支援してまいります。

各町児童公園につきましては、年次計画のもと、引き続き遊具の更新整備を実施してまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

第三 安全で生活環境が整ったまち

1. 快適で住みよい環境づくりの推進

土地利用につきましては、各種計画との調整を図り、実情に即した土地の利活用を図るとともに、中心市街地の空地利用計画を検討してまいります。

道路整備につきましては、鶉北線の改良舗装工事と豪雨に対応するため各所排水工事を行うとともに、橋梁長寿命化計画に基づき、末広橋の補修工事を実施してまいります。

除排雪につきましては、冬期間における除雪体制を維持し、生活道路の安全・安心対策や通行確保に努めてまいります。

交通の確保につきましては、路線バス利用者の減少により減便傾向にあることから、地域住民の足を守るため便数確保に努めるとともに、現在実証運行しております乗り合いタクシーの実証結果を地域公共交通会議において分析検証し、地域交通体制のあり方について検討してまいります。

水道事業につきましては、水道施設の適正な維持管理を図るため、老朽化の著しい東鶉及び緑が

丘地区の配水管布設替整備及び浄水場の電気計装設備の更新を行い、生活水の安定供給と安全確保に努めてまいります。

下水道事業につきましては、昨年の大規模停電の経験を踏まえ、マンホールポンプの停電時対応訓練を実施するとともに、未整備住宅への水洗化の促進と、適正な維持管理に努めてまいります。

町営住宅整備につきましては、快適な住環境を提供するため、東山高齢者住宅の陸屋根改修工事のほか、中央单身者住宅の屋根葺替・外壁改修工事、鶉地区の屋根・外壁塗装工事を実施してまいります。

分譲団地につきましては、昨年、分譲を開始いたしました下鶉地区分譲地のほか、中町・本町分譲地の販売促進に努めるため、移住定住奨励金制度のほか、町の各種施策を積極的に情報発信し、完売に努めてまいります。

2. 安心安全に暮らせるまちづくりの推進

消防・防災体制につきましては、老朽化した高規格救急自動車と積載するAEDや搬送器具等を更新し、救急体制の充実強化を図ってまいります。

また、近年多発している大規模自然災害に即応するため、地域防災計画・水防計画に沿った迅速かつ的確な防災体制を確立させるとともに、日常的に危険箇所や要援護者の把握を行い、災害発生時における迅速適正な対応に備えてまいります。

災害時に適切な行動がとれるよう防災訓練等を実施するとともに、昨年の大規模停電の教訓も生かし、被災時の避難生活に備えた災害備蓄品についても計画的に整備してまいります。

防犯対策につきましては、警察署や防犯協会などの関係機関と密接な連携を図り、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

交通安全対策につきましては、警察署や交通安全推進委員会などと連携し、飲酒運転の撲滅と交通安全啓発に努め、交通事故死ゼロの日3,500日を目指すとともに、昨年より開始した高齢者運転免許証自主返納支援事業についてもさらなる普及

啓発に努めてまいります。

消費者保護対策につきましては、依然として高齢者を狙った悪質な特殊詐欺事件が発生していることから、消費者被害防止ネットワークを中心に、関係機関・団体との連携を強化し、消費者被害防止訪問講座の実施や町広報などによる啓発運動の推進により、消費者被害の防止に努めてまいります。

鳥獣対策につきましては、ヒグマやエゾシカなどの目撃が相次いでいることから、駆除体制を強化し個体駆除を拡大するなど、捕獲、駆除に向けた対策を猟友会などと連携を図り、実施してまいります。

空き家等の危険建物につきましては、町民及び地域の安全・安心と生活環境の保全を図り、併せて空き家やその跡地の有効活用など、空き家に対する対策を総合的かつ計画的に推進するため、法令に基づいた「上砂川町空き家等対策計画」の策定に努めてまいります。

3. やさしい環境づくりの推進

ごみの分別収集につきましては、衛生協力会と連携し、環境にやさしい循環型社会の形成を進めるとともに、資源ごみにつきましては、分別方法の見直しを行い、資源のリサイクルとごみの減量化を推進してまいります。また、老朽化した塵芥収集車を更新し、収集体制の円滑化を図ってまいります。

一般廃棄物最終処分場につきましては、適正な管理と延命を図るため計画的に改修整備を行ってまいります。

第四 魅力と活力があふれるまち

1. 活力ある商工業の振興

商業の振興につきましては、高齢者等へのきめ細やかなサービスの提供ができるよう商工会議所の生活支援コーディネーターが進める地域密着型サービス等への取り組みについて支援してまいります。

また、工業の振興につきましては、誘致企業を

含む既存企業の経営の安定・強化を図るため、商工会議所をはじめ関係団体と密接な連携により、国・道の各種支援制度を活用しながら更なる育成・助長に努めてまいります。

2. 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進

新たな産業の構築につきましては、新たな企業の誘致に向け、道や関係機関と情報共有を図りながら積極的な活動を推進してまいります。

また、既存企業の事業拡大に伴う設備投資につきましては、企業助成制度と併せて国・道の支援制度を活用し支援してまいります。

労働力の確保につきましては、道などで開催する合同企業説明会やシェアハウスを活用した就業体験を実施してまいります。また、近隣高校の生徒を対象とした職場見学バスツアーを引き続き実施するとともに、企業パンフレットの制作費用や求人情報等の掲載料の一部助成による企業支援を行い、新規学卒者などの労働力確保に努めてまいります。

3. 観光資源の活用や魅力づくりの推進

観光につきましては、上砂川岳温泉「パンケの湯」を中心に豊かな自然環境等の資源を有効に活用するとともに、来館者に喜ばれる新メニューの開発を進めてまいります。

本町最大のイベントであります仮装盆踊り花火大会につきましては、町民の期待と町外観光入込客による経済波及効果も大きいことから引き続き支援するとともに、日本ハムファイターズの市町村応援大使として、中田翔選手、石川亮選手が選ばれたことから日本ハムファイターズ上砂川後援会と連携しながら各種事業を展開し、交流人口の増加を図ります。

魅力づくり、地域活性化対策につきましては、将来を担う若年層や地域おこし協力隊、関係機関・団体と協力し、今後のまちづくりに対する気運の醸成に努めてまいります。

特産品の開発につきましては、「まちの駅ふらっと」において地域おこし協力隊による開発・販

売促進に努めるほか、振興公社において販売しておりますニジマスの薫製や薫製醤油のほかに新たな商品開発について支援してまいります。

第五 みんなで創るまち

1. ともに行動するまちづくりの推進

町民が主体性を持つまちづくりにつきましては、自治会連絡協議会等と連携し地域活動を支援するとともに、まちづくり町民会議や関係機関・団体との意見交換等を通して町民のニーズや行政に対する町民の意見を把握しながら、将来に夢と希望の持てるまちづくりを推進してまいります。

地域コミュニティ活動につきましては、人口減少と高齢化により活動が停滞傾向にあることから、「地域サポート制度」による職員派遣を継続し、自治会活動が衰退しないよう、地域と行政が連携したまちづくりに努めるとともに地域の担い手となる人材づくり事業につきましても、自治会と連携を図ってまいります。

また、地域住民の活動拠点であり、避難場所でもある生活館・集会所については、建築年次の古い下鶉生活館と鶉若葉生活館の建て替えについて検討してまいります。

情報発信につきましては、町広報と町ホームページは、町の最新情報を伝える重要な情報発信源であることから、情報収集と的確な情報発信に努めるとともに、地デジ広報により、災害やイベント情報などタイムリーな情報を発信してまいります。

人口減少・移住定住対策につきましては、子育て・教育・高齢者の各施策の充実や住環境の整備、移住定住奨励金の拡充等により、人口の定着化を図るとともに、地域おこし協力隊と連携して地域の活性化や首都圏でのイベントへの参加など、本町のPRに努め移住を推進してまいります。

また、「まちの駅ふらっと」を町民の憩いの場として提供しつつ、施設を最大限活用した事業の実施により地域の活性化を推進してまいります。

役場庁舎につきましては、実施設計に基づき20

20年度末の竣工を目指し新築工事に着手するとともに、新築工事を円滑に進めるため西館の除却工事を実施してまいります。

本年は、明治32年に福井県鶉村からの入植による開拓以来120年、昭和24年の開町以来70年の記念すべき節目の年を迎えます。今日の上砂川町を築き上げた先人の遺業をしのび、永く後世に伝えるため、既存事業の協賛拡充を中心とした記念事業を実施してまいります。

2. 持続可能な財政運営の推進

本町の財政運営につきましては、依然として地方交付税に大きく依存する状況にある中、交付税の算定においては、人口減少が大きく反映されるなど不透明な状況にあります。

重要課題であります人口減少問題に対しては、長期的な視点に立ち、町外からの転入者等に対する施策はもとより、これまで町内に居住している町民に対しても、町に対する誇りと愛着を深め、安心して永住することのできる魅力ある町づくりに、積極的かつ重点的に予算措置をしてまいります。

「ゆめと希望に満ちた輝くまちの創生」の実現に向けて、これまで展開してきた事業施策を引き続き確かな形として、次なるステージへと展開すべく、町民と一体となり、新たな町づくりに限られた財源を有効に活用するため、優先すべき課題や住民ニーズを見極めながら、効果的な事業の実施と健全で効率的な財政運営に努めてまいります。

国民健康保険につきましては、昨年4月に保険者が都道府県となり、療養費が平準化となりましたので、事業費納付金の動向を鑑みて、国民健康保険税の見直しを検討してまいります。

3. 広域的連携の推進

広域的な連携につきましては、行政の効率化と町民の利便性の維持、向上のため広い観点での検討が重要であることから、滝川市、砂川市を中心市とした定住自立圏による医療、福祉、教育など

の生活機能の確保を図ってまいります。

また、行政各般にわたり、多種多様な観点により住民サービスの維持向上と効率的な事務事業の推進のため、さらなる広域連携、広域行政の推進に努めてまいります。

以上、平成31年第1回定例会にあたりましての私の所信を申し述べましたが、地方行政を取り巻く環境は、今まで以上に大きな変化を見せ、私たちはさらに機敏で柔軟な対応を迫られるものであります。

本町は冒頭申し上げましたとおり、本年度においても人口減少問題や少子高齢化問題など、多くの課題を抱えての行財政運営となりますが、議員各位や町民の皆さんの英知を賜り、町民の皆さんが生涯にわたり安心して暮らせるまち上砂川の実現に向け、職員と一丸となり全力で取り組んでまいり所存であります。

最後に、議員各位並びに町民の皆さんの町政に対する、より一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、平成31年度町政執行方針といたします。

なお、本年度予定している主要施策につきましては、第7期総合計画の5つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で町政執行方針を終わります。

◎教育行政執行方針

○議長（大内兆春） 日程第20、教育行政執行方針について議題といたします。

教育行政執行方針の説明を求めます。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政執行方針を申し上げます。お手元に配付の教育行政執行方針を読み上げ、ご提案いたします。

平成31年第1回定例町議会の開会にあたり、平

成31年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

本年度は、総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次世代を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかりと身に着ける教育に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤として、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めてまいります。

（1）学習指導の充実

学校教育につきましては、平成30年度全国学力調査において、小学校では国語B、算数A・Bが全国平均を上回り、中学校では理科が全国平均を上回ったものの国語B、数学A・Bについては、全国・全道平均との差が再び広がったことから、学力調査で明らかになった課題の解決に向け、学校の教職員で構成される学力向上委員会や、学校全体で学力調査結果の分析・検証を行い、課題点をさらに明確にしたうえで、個々の習熟度に応じたきめ細かな学習指導に努めてまいります。

学力向上対策として実施しております公設学習塾につきましては、現行は小学校5・6年生及び中学生を対象として算数、数学の1科目としておりましたが、対象学年を4年生まで引き下げ、さらに学習科目を、小学校は国語、中学校では英語をそれぞれ追加することによって、学習の機会を拡充することといたします。このことにより今まで隔週開設だった公設学習塾を毎週開設とすることにより、更なる基礎学力の向上と学習の習慣化を図ってまいります。

なお、放課後子ども教室学習の部につきましては、参加者が減少しておりますことから廃止することといたします。

朝読や漢字の書き取りを行う朝学習、小学校で

の夏休み合宿ゼミについては、本年も継続するとともに、小学校で実施している漢字検定が国語力向上に有効であることから、中学校においても各種検定受検料助成事業を、英語検定と漢字検定の選択方式とし生徒の意思で、継続して漢字検定を受検出来るように見直し、段階的に上位の資格を取得することが可能となるなど、生徒たちの学習への意欲を向上させながら確かな学力習得を図ってまいります。

併せて、児童・生徒に将来の職業への目標意識を持たせるための「学び応援事業」と、高い文化に触れられる機会を提供する「芸術鑑賞事業」も継続してまいります。

家庭学習の推進につきましては、就学時検診時に保護者に対して、家庭学習や生活習慣の重要性について説明する「就学予定児童保護者家庭学習説明会」や、児童・生徒自らが目標を立て取り組む生活リズムチェックシートを継続し、生活習慣の改善に努め、家庭に対しては、家庭学習の心構えや大切さを印刷したクリアファイルを活用し、家庭学習の啓発を行うとともに、毎日宿題を出すなど学校と家庭が連携し、家庭学習の習慣化に引き続き努めてまいります。

平成30年度全国体力・運動能力等調査において、小学生はソフトボール投げ、中学生は握力、上体起こし、反復横跳びなどが全国平均を上回りましたが、昨年同様小中学生とも持久力に課題があることから、優れている能力はさらに伸ばし、課題となった部分は改善を図り、更なる子どもたちの体力向上に努めてまいります。

教職員の資質向上につきましては、児童生徒の学力向上には教職員の専門性や指導力を高める必要があることから、引き続き各種研修への参加を促すとともに、研究集会や公開授業等を開催するなど、「教師力」「学校力」向上に学校全体で取り組んでまいります。

また、昨年度策定した「上砂川町立学校における働き方改革アクションプラン」により、子ども

たちに対して効果的な教育活動を行えるよう、教職員の負担軽減に取り組み、教育の質を高めてまいります。

学校運営につきましては、開かれた学校と信頼される学校づくりを目指す「町民参観日」を引き続き開催するとともに、学校評議員制度を廃止し、新たにコミュニティスクールを設置し、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんと子どもの教育に対する課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりに努めてまいります。

児童・生徒の育成につきましては、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的に、「頑張った児童・生徒顕彰」制度による表彰を継続し、児童・生徒のやる気を促進してまいります。

英語教育につきましては、英語指導助手による中学校での正しい発音や正確な聞き取り能力の指導のほか、小学校においては英語教育が2020年度より正式な科目となることから、昨年度同様、指導方法の確立や、円滑な授業体制への移行に努めるとともに、その他の学年や保育園児にあっても、英語に慣れ親しむための授業を継続してまいります。

小中学校のICT化につきましては、タブレットを使用したeライブラリ等のソフトの積極的な活用を働き掛けるとともに、情報化社会に対応できる人材の育成に努めてまいります。

また、生徒に理論的な考える力をつけさせるために小学校は2020年度より、中学校では2021年度からプログラミング教育が必修となることから、授業に支障が出ないよう教職員に対し各種研修等への参加を促し、併せてソフト・ハード面の整備について検討してまいります。

学校給食につきましては、保護者負担の軽減を図るため給食費の半額助成やパンと米飯の加工賃全額公費負担を継続するとともに、安全で安定した給食の提供について検討してまいります。

就学援助制度における新入学学用品費について

は、入学前支給を継続してまいります。

卒業を迎える児童生徒の保護者負担の軽減を図るため、アルバム購入費の一部助成、高校生がいる家庭への「高校等就学費等助成事業」や奨学資金貸付制度についても、継続してまいります。

福井県福井市鶉地区との小学生相互交流事業につきましては、本年度は鶉小学校の児童を受け入れ、引き続き鶉地区との交流促進を図ってまいります。

また、中学校につきましても修学旅行の訪問先を、本年度も引き続き福井市鶉地区とし、保護者が負担する修学旅行経費の一部助成を継続してまいります。

特別支援教育につきましては、障がいのある児童・生徒に対し、学校における日常生活動作や学習活動上のサポートのため小学校に特別支援教育支援員の配置や、砂川市ことばの教室に通学している児童の保護者に対する通学費助成を継続してまいります。

小学校と保育園の交流事業につきましては、運動会、芸術鑑賞事業、中央小フェスティバルでの交流を継続してまいります。

(2) 児童・生徒の指導

いじめ問題につきましては、「上砂川町いじめ防止等基本方針」に基づき、道教委のいじめアンケートだけでなく、基本方針に基づき「いじめを絶対に見逃さない」という姿勢で学校独自の取り組みを行うなど早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、遅刻や欠席が増えるなど児童・生徒からのサインを見逃さず、参観日を活用して保護者面談などを開催し、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に努めてまいります。

不登校となっている児童・生徒につきましては、学級担任が中心となり家庭訪問等で日常生活の動向把握及び接点を図り、道教委のスクールカウンセラーの活用を継続し、児童・生徒の細やかなケアに努めてまいります。

(3) 教育環境等の整備

教育環境につきましては、登下校中の児童生徒の安全確保を図るため関係機関と連携し、通学路の危険箇所点検等を実施してまいります。

その他教育支援につきましては、教材費の助成のほか、部活動の各種大会等参加経費、スキー学習リフト代及びバス代経費、スポーツ振興センター傷害保険掛け金等の全額公費負担を継続し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

2. 社会教育の推進

世代に応じて自ら学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

(1) 社会教育の充実

社会教育につきましては、第6次社会教育中期計画に基づき、乳幼児期から高齢者まで、さまざまな学習要求に応えるため、「夏休み短期子供水泳教室」と、「初心者のための手話講座」を引き続き開催してまいります。

また、今年度は新たに「フラダンス教室」、成人向けワークショップとして「スマホ写真講座」、「アロマオイル講座」を開催いたします。

高齢者の学習につきましては、「いきいき大学」を今年度も多種多様な内容で開催するなど、各世代の学習機会の充実を図ってまいります。

青少年教育につきましては、「絵本DEココロ」や「グッドいんぐりっしゅ」など全ての子ども事業が効果的に行えるよう1本化するとともに、新たに町外の施設を利用した体験活動を実施するなど事業の充実を図ってまいります。

各町の遊園地につきましては、整備計画に基づき、該当地区と協議を行い整備を進めてまいります。

読書活動につきましては、「こどもの読書活動推進計画」に基づき、学力や感性を醸成する礎となる本の楽しさをより多くの子供たちに広めるなど読書活動の定着化と図書室の利用促進を図ってまいります。

学校支援地域本部事業につきましては、地域ぐ

るみで子供の教育を推進するため、多くの町民ボランティアが学校に通う子供たちのために様々な支援を行うことができるよう体制の整備に努めてまいります。

(2) 芸術・文化の振興

芸術・文化の振興については、町民の文化活動の中心的組織である文化協会の活動を引き続き支援していくとともに、「芸術鑑賞事業」につきましましては、今年度は上砂川120年記念事業の一環として、本町ゆかりの文化人による講演会を実施してまいります。

昨年奉納100年を迎えた「上砂川獅子神楽」につきましましては、上砂川町唯一の郷土芸能でありますので、引き続き普及活動及び指導者の育成について支援してまいります。

(3) スポーツの振興

社会体育の振興につきましましては、体育協会の主催事業であります「全町混合ミニバレーボール大会」を引き続き支援・協力してまいります。

(4) 施設の整備

鶉プールの上屋シートにつきましましては、昨年に引き続き更新するとともに、プールの支柱等が老朽化していることから改修を行ってまいります。

また、体育センターのシーリングライト等吊物設備につきましましては、老朽化が著しいことから事故等未然防止のため、設備の改修を行ってまいります。

奥沢パークゴルフ場内に危険防止のため設置しております木製の防球フェンスを、金属パイプを用いたフェンスへ交換をしてまいります。

体育センターの運動機器につきましましては、町民にとって体力向上や健康増進に資する運動器具のあり方や更新等の必要性について検討してまいります。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。執行にあたりましては、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、万全を期し最善の努力をしてまいりますので、町

議会議員並びに町民の皆さんの格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で教育行政執行方針を終わります。

◎休会について

○議長（大内兆春） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。あす9日と明後日の10日の2日間、会議規則の規定により休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、9日と10日の2日間は休会することに決定いたしました。

また、11日午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（散会 午後 1時39分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 数 馬 尚

平成 3 1 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 1 1 日（月曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 4 5 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第 3 号 上砂川町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第 4 号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 5 号 平成 3 0 年度上砂川町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 5 議案第 6 号 平成 3 0 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 7 号 平成 3 0 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 8 号 平成 3 0 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 議案第 9 号 平成 3 0 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 3 号）
※ 議案第 3 号～第 9 号までは、質疑・討論・採決とする。
- 第 9 議案第 1 0 号 平成 3 1 年度上砂川町一般会計予算
- 第 1 0 議案第 1 1 号 平成 3 1 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 第 1 1 議案第 1 2 号 平成 3 1 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 2 議案第 1 3 号 平成 3 1 年度上砂川

町下水道事業特別会計予算

- 第 1 3 議案第 1 4 号 平成 3 1 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 議案第 1 0 号～第 1 4 号までは、提案理由・内容説明までとする。
- 第 1 4 予算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

4 番	吉 川	洋
5 番	数 馬	尚

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 8 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 31 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、4 番、吉川議員、5 番、数馬議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第 3号 議案第 4号 議案第 5号
議案第 6号 議案第 7号 議案第 8号
議案第 9号

○議長（大内兆春） 日程第2、議案第3号から日程第8、議案第9号につきましては、既に提案理由及び内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第3号 上砂川町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 上砂川町一般廃棄物最終処分場設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3、議案第4号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第5号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第6号 平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成30年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第7号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 平成30年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定しました。

日程第7、議案第8号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 平成30年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定しました。

日程第8、議案第9号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成30年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定しました。

◎議案第10号 議案第11号 議案第12号
議案第13号 議案第14号

○議長（大内兆春） 日程第9、議案第10号から日程第13、議案第14号までにつきましては、関連

がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、議案第10号 平成31年度上砂川町一般会計予算から日程第13、議案第14号 平成31年度上砂川町水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、議案第10号から議案第14号につきまして提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第10号 平成31年度上砂川町一般会計予算から議案第14号 平成31年度上砂川町水道事業会計予算まで提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

予算書本文、1ページをごらん願います。議案第10号 平成31年度上砂川町一般会計予算。

平成31年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ28億8,060万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

2ページでございます。

（地方債）

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

（一時借入金）

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金（退職手当組合負担金に限る）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月8日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、105ページをごらん願います。議案第11号 平成31年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

平成31年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,967万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月8日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、117ページをごらん願います。議案第12号 平成31年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成31年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,152万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月8日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、127ページをごらん願います。議案第13号 平成31年度上砂川町下水道事業特別会

計予算。

平成31年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,655万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,000万円と定める。

平成31年3月8日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、147ページをごらん願います。議案第14号 平成31年度上砂川町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成31年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数1,608戸
- (2) 年間給水量35万3,190立方メートル
- (3) 1日平均給水量968立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億2,997万4,000円。第1項営業収益8,421万7,000円。第2項営業外収益4,575万7,000円。

支出、第1款水道事業費用1億2,997万4,000円。第1項営業費用1億819万9,000円。第2項営業外費用2,167万5,000円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,233万円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

次のページ、収入、第1款資本的収入1億605万7,000円。第1項出資金6,255万7,000円。第2項企業債3,110万円。第3項国庫補助金1,223万1,000円。第4項他会計補助金16万9,000円。

支出、第1款資本的支出1億5,838万7,000円。第1項企業債償還金1億1,488万7,000円。第2項建設改良費4,350万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、3,110万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、8,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,717万6,000円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計か

らこの会計へ繰入を受ける金額は、4,398万円とし、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16万9,000円、企業債償還金のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,255万7,000円とする。

平成31年3月8日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以上、議案第10号から議案第14号まで提案理由を申し上げましたが、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第10号、平成31年度一般会計予算から議案第14号、平成31年度水道事業会計予算まで一括して内容の説明をいたします。お手元に配付しております各会計予算の大綱を読み上げ説明させていただきます。その後予算書本文に入らせていただきます。

それでは、平成31年度各会計予算の大綱1ページでございます。平成31年度予算編成方針でございます。

本町の財政状況は、財政健全化計画の着実な実行と効率的な財政運営により一定の成果を上げたものの、依然として地方交付税に大きく依存する状況が続いていることから、引き続き効率的な財政運営に努めてまいります。

このような厳しい財政状況下ではありますが、急務となっております人口減少対策として、さらに実行力のある新たな移住、定住施策を予算化するとともに、子育て支援施策のほか、高齢者の総合的な支援を初め将来の町を担う子供たちの育成にも引き続き力を注ぐために教育関連施策をさらに充実を図り、子供からお年寄りまで全ての町民が誇りと愛着を深め、未来に向かってともに町の未来を創造する新たな町づくりに向けて限られた財源の有効活用を図り、第7期上砂川町総合計画

に基づき予算編成を行ったところであります。

その結果、予算規模につきましては、5ページにまとめておりますが、一般会計で28億8,060万円、4特別会計で5億8,612万円、合計が34億6,672万円となっております。

以下、平成31年度各会計予算の概要についてご説明いたします。一般会計の概要でございます。本年度の一般会計予算規模は28億8,060万円で、前年度比7%、1億8,960万円の増となりました。昨年度の当初予算は、町長選挙を控えていたことから、骨格予算となり、政策的な予算を除いた経常的な事務経費等を中心とした予算でありました。本年度の主要的な事業につきましては、子育て世代に対する魅力ある町づくりの施策として4月に開園いたします認定こども園ふたば及び児童館、子育て支援室を設けました複合施設が開設されます。これらの施設を運営する予算及び今年度に行います園庭の整備工事費の計上のほか、学力向上対策である公設塾の拡充や移住定住者への奨励金の拡充、民間賃貸住宅家賃助成等とあわせて、若い世代の移住促進を総合的に図ります。また、公営住宅の修繕や高齢者対策として除雪サービスの充実化や地域包括ケアシステムの推進を図り、安心して暮らすことのできる環境整備に重点を置き、予算を計上しました。

歳入の概要でございます。6ページもあわせてご参照願います。町税は、法人町民税の増等により、前年度比1.6%増の1億6,155万7,000円としました。

地方消費税交付金は、近年の交付額及び増額が予定されていることを勘案し、前年度比46.6%増の6,100万円としました。

地方交付税は、普通交付税で14億3,800万円、特別交付税で2億1,000万円を見込み、総額では前年度比4.2%増の16億4,800万円としました。

国庫支出金は、橋梁長寿命化補修事業補助金、障害者自立支援費負担金などの増により、前年度比3.1%増の2億3,355万2,000円としました。

道支出金は、選挙委託金として北海道知事、道議会議員選挙、参議院議員選挙経費が交付されますことから、前年度比5.5%増の1億1,921万9,000円としました。

繰入金は、上砂川町120年記念事業、こども園園庭整備等の財源として3,430万円を計上しました。

町債は、道路橋りょう債、公営住宅債などの増により、前年度比12.6%増の3億110万円としました。

繰越金は、過年度繰越金の実績を勘案し、3,000万円を計上いたしました。

歳出の概要でございます。7ページもあわせてごらん願います。人件費は、議員報酬や職員の給与、諸手当など、前年度比1.9%増の5億7,266万7,000円としました。

扶助費は、障害者自立支援費など、前年度比5%減の3億3,935万円としました。

公債費は、平成30年まで借り入れしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比6.6%減の3億3,795万円としました。

物件費は、庁舎及び各公共施設の管理経費など、前年度比10.7%増の3億3,525万7,000円としました。

補助費等は、各団体及び一部事務組合負担金など、前年度比9.2%増の5億7,623万9,000円としました。

投資的経費は、橋梁長寿命化事業及び東山団地外装改善事業など、前年度比42.5%増の3億6,121万3,000円としました。

貸付金は、中小企業融資貸付金により、前年度比15.8%減の800万円としました。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計など4特別会計繰出金合計で、前年度比0.3%減の2億7,700万1,000円としました。

次ページであります。続きまして、各特別会計予算の概要でございます。国民健康保険事業特別会計は、空知中部広域連合への分賦金など、前年

度比5.8%減の8,960万5,000円としました。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療に係る北海道後期高齢者医療広域連合への分賦金など、前年度比3.7%減の7,152万1,000円としました。

下水道事業特別会計は、下水道施設の管理経費など、前年度比6.2%減の1億3,655万9,000円としました。

水道事業会計は、収益的収支では人件費や長期債償還利子など、資本費では水道施設整備事業など、収益、資本費合計で前年度比2.4%減の2億8,836万1,000円としました。

一般会計及び各特別会計の詳細な概要につきましては、予算審議の中で各担当よりご説明申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。また、平成31年度の主要事業につきましては、8ページから14ページに掲載しておりますほか、執行方針別冊にも掲載しておりますので、ご参照願います。

それでは、予算書本文に入ります。初めに、議案第10号、一般会計予算でございます。予算書4ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款町税1億6,155万7,000円、1項町民税8,138万9,000円、2項固定資産税4,904万3,000円、3項軽自動車税631万円、4項町たばこ税1,950万円、5項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,400万円、1項地方揮発油譲与税300万円、2項自動車重量譲与税1,100万円。

3款利子割交付金50万円、1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6款地方消費税交付金6,100万円、1項地方消費税交付金、同額であります。

7款自動車取得税交付金300万円、1項自動車取得税交付金、同額であります。

8 款地方特例交付金10万円、1 項地方特例交付金、同額であります。

9 款地方交付税16億4,800万円、1 項地方交付税、同額であります。

10 款交通安全対策特別交付金10万円、1 項交通安全対策特別交付金、同額であります。

11 款分担金及び負担金121万8,000円、1 項負担金、同額であります。

12 款使用料及び手数料1 億7,263万2,000円、1 項使用料1 億5,626万9,000円、2 項手数料246万3,000円、3 項証紙収入1,390万円。

13 款国庫支出金2 億3,355万2,000円、1 項国庫負担金1 億5,016万5,000円、2 項国庫補助金8,217万9,000円、3 項国庫委託金120万8,000円。

14 款道支出金1 億1,921万9,000円、1 項道負担金1 億182万4,000円、2 項道補助金687万9,000円、次ページであります。3 項道委託金1,051万6,000円。

15 款財産収入1,641万円、1 項財産運用収入1,637万9,000円、2 項財産売払収入3 万1,000円。

16 款寄附金1 万1,000円、1 項寄附金、同額であります。

17 款繰入金3,430万円、1 項基金繰入金、同額であります。

18 款諸収入8,370万1,000円、1 項延滞金、加算金及び過料1 万1,000円、2 項町預金利子5 万円、3 項貸付金元利収入800万円、4 項受託事業収入1 26万3,000円、5 項雑入7,437万7,000円。

19 款町債3 億110万円、1 項町債、同額であります。

20 款繰越金3,000万円、1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が28億8,060万円であります。

2、歳出、1 款議会費3,760万4,000円、1 項議会費、同額であります。

2 款総務費2 億2,853万9,000円、1 項総務管理費1 億8,993万1,000円、2 項徴税費646万9,000円、3 項戸籍住民基本台帳費2,387万7,000円、4 項選

挙費678万7,000円、5 項、統計費41万3,000円、6 項監査委員費106万2,000円。

3 款民生費7 億6,513万2,000円、1 項社会福祉費6 億5,799万7,000円、2 項児童福祉費1 億481万3,000円、3 項生活保護費208万2,000円、4 項災害救助費24万円。

4 款衛生費2 億4,137万5,000円、1 項保健衛生費1 億3,971万8,000円、2 項清掃費1 億165万7,000円。

5 款労働費272万円、1 項労働費、同額であります。

次ページであります。6 款農林水産業費178万1,000円、1 項林業費、同額であります。

7 款商工費5,011万8,000円、1 項商工費、同額であります。

8 款土木費4 億2,257万3,000円、1 項土木管理費1 億728万5,000円、2 項道路橋りょう費1 億6,027万2,000円、3 項住宅費1 億5,501万6,000円。

9 款消防費1 億9,554万円、1 項消防費、同額であります。

10 款教育費1 億2,235万1,000円、1 項教育総務費1,575万5,000円、2 項小学校費3,237万9,000円、3 項中学校費3,804万2,000円、4 項社会教育費83 6万2,000円、5 項保健体育費2,781万3,000円。

11 款災害復旧費1 万4,000円、1 項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12 款公債費3 億3,795万円、1 項公債費、同額であります。

13 款職員費4 億7,190万3,000円、1 項職員費、同額であります。

14 款予備費300万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が28億8,060万円であります。

第2表、継続費補正。3 款民生費、2 項児童福祉費、事業名、認定こども園等複合施設建設事業、補正前、総額6 億1,350万円、平成30年度、年割額5 億8,850万円、平成31年度、年割額2,500万円、補正後、総額6 億1,282万2,000円、平成30年度、

年割額 5 億 8,850 万円、平成 31 年度、年割額 2,432 万 2,000 円。

第 3 表、債務負担行為。事項、じんかい収集車購入費、期間、平成 31 年度から平成 38 年度、限度額、総額 2,000 万円以内。

次ページであります。第 4 表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。臨時財政対策、5,300 万円、普通貸借又は証券発行、4%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

過疎地域自立促進特別事業、6,770 万円、同上、同上、同上。

認定こども園等複合施設建設事業、1,450 万円、同上、同上、同上。

一般廃棄物処理施設長寿命化事業、2,970 万円、同上、同上、同上。

逢来橋長寿命化補修事業、300 万円、同上、同上、同上。

末広橋長寿命化補修事業、1,570 万円、同上、同上、同上。

町道鶉北線道路改良舗装事業、2,370 万円、同上、同上、同上。

下鶉うぐいす団地擁壁改修事業、440 万円、同上、同上、同上。

下鶉学校線・中央線雨水排水布設替事業 810 万円、同上、同上、同上。

東山団地改善事業、1,650 万円、同上、同上、同上。

鶉改良住宅除却事業、3,150 万円、同上、同上、同上。

高規格救急自動車更新事業、3,330 万円、同上、同上、同上。

合計 3 億 110 万円。

次に、議案第 11 号、国民健康保険特別会計予算でございます。106 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算。1、歳入、1 款国民健康保険税 3,880 万 3,000 円、1 項国民健康保険税、同額であります。

2 款使用料及び手数料 1 万 2,000 円、1 項手数料、同額であります。

3 款繰入金 4,908 万 8,000 円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

4 款諸収入 177 万 2,000 円、1 項延滞金及び過料 2,000 円、2 項雑入 177 万円。

歳入合計が 8,967 万 5,000 円であります。

次ページであります。2、歳出、1 款総務費 8,952 万円、1 項総務管理費 8,838 万 1,000 円、2 項徴税費 113 万 9,000 円。

2 款諸支出金 5 万 5,000 円、1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

3 款予備費 10 万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が 8,967 万 5,000 円であります。

次に、議案第 12 号、後期高齢者医療特別会計でございます。118 ページをお開き願います。第 1 表、歳入歳出予算。1、歳入、1 款後期高齢者医療保険料 4,629 万 1,000 円、1 項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2 款使用料及び手数料 1,000 円、1 項手数料、同額であります。

3 款繰入金 2,501 万 5,000 円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

4 款諸収入 21 万 4,000 円、1 項延滞金、加算金及び過料 2,000 円、2 項預金利子 1,000 円、3 項雑入 21 万 1,000 円。

歳入合計が 7,152 万 1,000 円であります。

2、歳出、1 款総務費 167 万 8,000 円、1 項総務管理費 48 万 6,000 円、2 項徴収費 119 万 2,000 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 6,953 万 3,000 円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額

であります。

3 款諸支出金21万円、1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

4 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が7,152万1,000円であります。

次に、議案第13号、下水道事業特別会計予算でございます。128ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1 款分担金及び負担金15万8,000円、1 項受益者分担金、同額であります。

2 款使用料及び手数料3,100万7,000円、1 項使用料、同額であります。

3 款繰入金9,619万2,000円、1 項一般会計繰入金、同額であります。

4 款諸収入2,000円、1 項延滞金及び過料1,000円、2 項雑入1,000円。

5 款町債920万円、1 項町債、同額であります。

歳入合計が1 億3,655万9,000円であります。

2、歳出、1 款下水道費3,730万9,000円、1 項下水道整備費2,837万7,000円、2 項下水道維持費893万2,000円。

2 款公債費9,915万円、1 項公債費、同額であります。

3 款予備費10万円、1 項予備費、同額であります。

歳出合計が1 億3,655万9,000円であります。

次ページであります。第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。流域下水道事業、330万円、普通貸借又は証券発行、4%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

資本費平準化債、590万円、同上、同上、同上。

次に、議案第14号、水道事業会計予算でございます。150ページをお開き願います。平成31年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1 款水道事業収益1 億2,997万4,000円、1 項営業収益8,421万7,000円、1 目給水収益8,407万5,000円、2 目その他の営業収益14万2,000円、2 項営業外収益4,475万7,000円、1 目受取利息及び配当金2万円、2 目繰入金4,398万円、3 目他会計負担金170万7,000円、4 目雑収益5万円。

収益的支出、1 款水道事業費用1 億2,997万4,000円、1 項営業費用1 億819万9,000円、1 目原水及び浄水費1,825万5,000円、2 目配水及び給水費1,584万2,000円、3 目業務費141万8,000円、4 目総係費2,034万3,000円、5 目減価償却費5,209万3,000円、6 目資産減耗費23万8,000円、7 目その他の営業費用1万円。2 項営業外費用2,167万5,000円、1 目支払利息及び企業債取扱費1,729万9,000円、2 目雑支出37万7,000円、3 目消費税及び地方消費税399万9,000円。3 項予備費10万円、1 目予備費、同額であります。

次ページであります。資本的収入及び支出。資本的収入、1 款資本的収入1 億605万7,000円、1 項出資金6,255万7,000円、1 目負担区分に基づかない出資金、同額であります。2 項企業債3,110万円、1 目企業債、同額であります。3 項国庫補助金1,223万1,000円、1 目国庫補助金、同額であります。4 項他会計補助金16万9,000円、1 目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出1 億5,838万7,000円、1 項企業債償還金1 億1,488万7,000円、1 目企業債償還金、同額であります。2 項建設改良費4,350万円、1 目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及び各特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長からご説明いたしますの

で、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で内容の説明を終わります。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（大内兆春） 日程第14、予算特別委員会の設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第10号から議案第14号までについて、委員会条例の規定により7名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第14号までについては、7名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員7名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申し合わせによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には吉川議員、副委員長には

伊藤議員を指名いたします。

◎休会について

○議長（大内兆春） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日の12日と明後日の13日の2日間、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、12日と13日の2日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の13日につきましては午前10時より常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお祈りいたします。

また、14日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしくお祈りいたします。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（散会 午前10時45分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 数 馬 尚

平成 3 1 年

上砂川町議会第1回定例会会議録（第3日）

3月14日（木曜日）午前10時00分 開議
午前10時50分 散会

○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑

○会議録署名議員

4番	吉川	洋
5番	数馬	尚

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成31年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、吉川議員、5番、数馬議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎町政執行方針に対する質疑

○議長（大内兆春） 日程第2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参

っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 高橋成和 議員

○議長（大内兆春） 初めに、8番、高橋副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（高橋成和） 平成31年度第1回定例会に当たり、町政執行方針の質問をさせていただきます。

道道芦別砂川線の早期開通と展望についてですが、現在西芦別まで通行どめ区間となっている道路拡幅と歩道整備について空知地方総合開発期成会を通じて平成27年から本町も要望しているところですが、5年目を迎えて、まだ通行どめ解除もされていない状況です。この道路は、異常気象における災害時の避難ルートの確保と札幌方面から芦別、富良野を訪問する際の観光ルートとして期待されていることや本町においてはパンケの湯を起点としたウォーキングコースの拡充、上砂川の歴史を学ぶという視点においては石炭産業において重要な道路であったことなどが挙げられることで必ず交流人口の拡大、地域産業の振興、雇用の拡大につながると信じているところでございます。また、将来道路整備が確立されますと、すばらしい景観が続いている道路ですので、中空知広域圏においても新たな観光ルートにつながり、産業、観光振興事業のPRの拡充につながるかと思うところですし、北海道開発局が窓口となっているシーニックバイウェイ北海道において現在空知地域においても10市14町を含めた民間団体が中心となり、モデルルートの指定登録を目指している

とのことですが、この道道芦別砂川線が整備されるとメインルートである国道12号と国道452号を結ぶサブルートとしての指定登録の期待もできるのではないかと感じております。早期開通に向けてまだまだ険しい道のりではございますが、期成会要望後の現在の状況と今後の展望についてお伺いいたします。

2件目でございますが、地下無重力実験センターの廃業に伴い閉館されたコンベンションホールですが、平成19年に休館してから10年以上の月日が経過しております。施設の老朽化が激しいことや設備に多額の費用を要することで再活用は難しく、民間企業への賃貸も視野に進めていたようですが、受け入れ先がなかなか見つからなかったのではないかと思います。コンベンションホールにつきましても、行政や町内の各団体においても空知管内の式典や大会の受け入れをたくさん開催してきた経緯があり、現在も町民の中で再稼働を期待する声もあります。遊休公共施設の活用について国の補助制度に視野を広げてみますと、全国に1,145箇所点在している国土交通省の管轄である道の駅が思い浮かぶのですが、道内においても122箇所までふえているようですが、過当競争により業績不振に陥る施設もあるようです。また、本町の道路状況や施設の条件等を見ると、この施設を道の駅として指定登録をいただくのは困難なのではないかと感じております。遊休公共施設の活用の提案として、町内には近年音楽や芸能に精通した方がふえており、クラシックを初め幅広い分野で音楽の振興が盛んとなり、町民センター2階大ホールやまちの駅ふらっとにおいてイベントを通じてコンサート等が開催されておりますけれども、施設の構造上音楽ホールの用途ではございませんので、本格的な音響を奏でることのできる施設があると町民にも喜ばれ、今後望ましいのかと感じております。近隣の砂川市の地域交流センターゆう、新十津川町のゆめりあホールのように大きな芸能、文化を目的とした音楽ホールを建設

するとなると多額の費用を要しますことから、既存のコンベンションホール内の一部である映像ホールを内部改修して、期間限定で稼働できる施設として芸能、文化の振興を目指すことができないかと思いますが、遊休公共施設の利活用の補助制度や費用対効果を検証することで再活用の検討の余地があるのかお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの8番、高橋副議長の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 8番、高橋副議長の1件目のご質問、第4、魅力と活力があふれるまち、道道芦別砂川線の早期開通と展望についてお答えいたします。

初めに、現在通行どめとなっている道道芦別砂川線の奥沢ゲートから西芦別までの区間につきましては、平成27年度より災害時の避難ルートの確保や道東圏への短縮ルート、広域観光ルートとしての効果も期待できることから、安全対策も含め本路線の早期整備と当面夏期間の通行が可能となるよう早期全面開通を北海道開発予算要望とあわせ空知地方開発期成会を通じて北海道に対し要望を続けているところであります。

この路線は、もともと道路幅員が狭く、冬期間は閉鎖されており、夏期間のみの開通でありましたが、平成18年の防災点検において落石等による危険箇所が7カ所確認されたことに伴い、平成23年の春からは全面通行どめとなっております。北海道においては、防災、落石対策を進め、夏期間のみではありますが、開通を目指していたところであります。平成28年の豪雨により新たに13カ所の危険箇所が確認され、未整備箇所と合わせ危険箇所が15カ所となり、開通のめどが立っていない状況となっております。しかしながら、粘り強く要望活動を行いましたところ、北海道では国の交付金事業による危険箇所の復旧に向け対策が進められ、平成30年度において1カ所の復旧工事が

完了したところであります。平成31年度にも箇所づつ予算にて1カ所復旧させるべく対応していると聞いているところでございます。

早期に危険箇所の解消とあわせ通行に支障がある箇所についても路面対策や舗装補修等を実施し、通年開通は難しいものの、できるだけ早く、夏期間のみの開通となりますが、何とかこれを目指していきたいとの回答もあったところであります。本線を通年可能とするためには道路幅員改良、舗装整備のほかトンネル工事が必要となり、大規模な事業となることから、事業の必要性、費用対効果が求められ、北海道の財政状況や交付金の重点においても本来交付される額の7割程度しか見込めず、その他の事業にあっては3割程度ということで、現在事業進展に至っていない厳しい状況にあります。しかしながら、本路線の整備促進については本町にとりまして大変重要なルートでありますことから、引き続き粘り強く要望してまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

次に、2件目のご質問、第4、魅力と活力あふれるまち、コンベンションホール有効活用についてお答えいたします。コンベンションホールにつきましては、地下無重力実験センターの利用促進と研究者への利便提供などを目的に平成5年に開館し、主に研究に携わる大学関係者に利用されておりましたが、地下無重力実験センターの廃業に伴い平成19年度に休館としたところであります。議員ご質問の町内に音楽や芸能に精通した方がふえており、本格的なコンサート等が開催できる施設としてコンベンションホールの映像ホールを内部改修し、期間限定で稼働できないかとのご質問でございますが、平成28年第1回町議会定例会のご質問でもお答えしておりますが、コンベンションホールは休館してから12年が経過し、施設の老朽化が著しく、再開するに当たりましては通電のためキュービクルの設置や浄化槽、暖房設備の更新のほか、陸屋根の防水改修等に1億円を超える多額の費用が生ずるものと思われ、さらに本格

的な演奏ができる施設となりますと、用途にもよりますが、専用の建材による内部改修、ドアの取りかえ、そのほかに音響設備や調光設備の整備も行う必要があり、さらにはステージの改修等大規模な経費を要するものと考えるところであります。

しかしながら、ご質問でも触れておりますとおり本町には音楽に造詣が深い職員や地域おこし協力隊がおり、町民センターなどみずから主催したコンサートを開催しているほか、町外でのコンサート鑑賞に出向いている町民の方がいることも承知しております。他市町村においては、NPO法人や民間団体等が主体となり、音楽、芸能等の講演を行っております。本町においても個人を含め民間団体等が主体的に利用促進を図り、相応の需要があるのであれば、再開後の維持経費を含め費用に見合う効果が期待できるかを見据えた上で再開について検討したいと考えておりますことを申し上げ、答弁といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○副議長（高橋成和） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 越 前 等 議 員

○議長（大内兆春） 次、2番、越前議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（越前 等） 町政執行方針に対する質問をいたします。

第5、みんなで創るまち、1、ともに行動するまちづくりの推進。人口減少、移住定住対策につきましては、子育て、教育、高齢者の各施策の充実や住環境の整備、移住定住促進金の拡充等によります。子育て世代に移住していただくためにも学校給食費の無料化を近い将来実現していただきたいと思っております。一つの施策かなと思っております。ま

た、近隣市町村の親御さんが上砂川町は子育てにも各施策があり、いいよねという声を聞いております。こういう方々に移住していただくために最もよいのですが、その都度難しい部分があります。ますます上砂川町のPR活動が必要であり、SNS等の情報の発信も必要であります。一つ一つの積み重ねかなと思っております。

2、持続可能な財政運営の推進。国民健康保険が都道府県に移行して約1年となり、事業費納付金の動向を見て国民健康保険税の見直しを検討してまいりますと述べておりますが、北海道は標準税率に統一することを目指しているが、当町では具体的にどう見直していくのか、また国保加入者の負担がふえるのかお伺いいたします。

具体的に国保は構造的に低所得者が多くなっていますが、低所得者対策として減免制度はあるのかお伺いいたします。

抜本的に上げないことが高過ぎる国保料の対策ではないでしょうか。国保にだけ存在する均等割、平等割を廃止し、全国知事会が提言、要望しております、公費投入増を求めています。これによって、国保は協会けんぽ並みになるようです。そのような中でも旭川市など均等割の軽減をする自治体も出てきておりますが、負担軽減の取り組みを当町でも検討すべきではないでしょうか。

以上、終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの2番、越前議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 2番、越前議員の1件目のご質問、第5、みんなで創るまち、1、ともに行動するまちづくりの推進についてお答えいたします。

人口減少、少子高齢化問題につきましては、これまで申し上げておりますとおり、本町の最重要課題であり、これら諸課題に対し移住定住奨励金事業、民間賃貸住宅家賃補助などの人口減少、移住定住対策に積極的に取り組み、高校生以下医

療費助成事業や育児用品購入券贈呈事業、さらには本年度より保育費用の無償化のほか、小中学校修学旅行助成事業、小中学生卒業アルバム助成事業などの子育て施策の充実や公設学習塾の開設の学力向上施策に取り組み、高齢者施策といたしましては在宅高齢者等除雪サービス、除雪費助成事業や高齢者等冬の生活支援事業、高齢者運転免許返納支援事業など、他市町村に決して引けをとらない事業展開を実施していると考えているところであります。

学校給食費無償化につきましては、平成29年第1回定例会での教育執行方針での質疑でお答えしておりますが、子育て支援と移住定住施策の一環として平成24年度より学校給食費の半額助成を行い、そのほかにもパンと米飯加工賃の全額公費負担を行い、子育て家庭の負担軽減にも努めているところであります。学校給食の全額公費負担につきましては、近隣市町含め全国的に取り組む自治体がふえてきておりますが、このことに特化しただけでは十分な効果は期待できず、マクロ・ミクロ的に施策を展開するのではなく、総合的な施策が重要であると考えております。

次に、上砂川町のPR活動としてSNS等による情報発信でございますが、町のホームページや地域おこし協力隊によるフェイスブック、民間放送の地デジ広報などにより情報発信に努めているところであり、SNS等による上砂川町のPRにつきましては町だけではなく、議員各位においても情報の拡散などできるものもございますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。また、本年1月には東京都においてJOINが主催の移住交流相談会に参加し、約20名の方から相談を受けたところであります。今後も移住定住に関する取り組みについては引き続き行ってまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

次に、2件目のご質問、第5、みんなで創るまち、2、持続可能な財政運営の推進、国民健康保険税の見直しの検討についてお答えいたします。

初めに、本年度から開始されました国民健康保険の都道府県単位化につきましては、平成29年第4回町議会定例会の一般質問にてご説明しておりますが、北海道が国保財政の運営主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営など制度の安定化を図り、将来的には同じ所得水準であれば道内全ての市町村で同一保険料となることを目標としております。しかしながら、1人当たりの医療費の格差や算定方法の違いなどがあり、標準税率を用いることにより大幅な引き上げとなる市町村が多く、このことにより保険料の平準化がなかなか進まないと推察するところであります。

本町における国保の状況であります。被保険者の多くは低所得者であることから、所得水準は全道では下位にあり、一方1人当たり医療費は全道平均の1.5倍と全道で最上位となっております。このことにより、従前の自賄い方式での国保運営では現行税率を2倍程度引き上げなければ運営できない状況にありましたが、被保険者の負担軽減のため厳しい財政状況にはありながらも、一般会計から法定外繰り入れ、いわゆる赤字補填、もしくは基金からの繰り入れにより長い間税率を据え置いてきたところであります。

国保税率の見直しにつきましては、ご質問にもありますが、都道府県化の移行に伴い医療費が平準化されたことにより大幅に引き下がり、基本的には北海道から示される市町村標準税率をもとに税額を算出し、現在所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で算出している税額につきましても北海道の標準算定方式と同じ資産割を除いた所得割、均等割、平等割の3方式の導入を考えており、その上で全体のバランスを見ながら被保険者の負担軽減を考慮しつつ税率を検討していきたいと考えております。

次に、本町における減免制度でございますが、町税条例に規定をしておりますが、災害等により生活が著しく困難になった世帯や当該年度に所得が皆無になった世帯、またはこれに準ずると認め

られる世帯が対象となり、低所得者につきましては、所得などの状況によりますが、2割から7割の軽減措置を講じております。また、65歳未満の方が会社都合により離職された場合などには所得割の算定基礎となる前年の給与所得を30%とみなして税額を決定する軽減制度も導入しております。

本町でも負担軽減の取り組みを検討すべきではないかのご質問ですが、本町の軽減該当世帯数は被保険者全世帯数、全被保険者の8割を超えており、既に大半の世帯で軽減を受けている状況にあります。国保税率を引き上げないためには医療費を引き下げることが肝要であると考えております。そのために町といたしましては、執行方針で述べておりますが、健康づくりの推進と各種検診を実施しており、自己負担の軽減措置も講じております。国保加入者に限らず、全ての町民の皆さんが健診をぜひ受けていただき、再検や要治療などの結果が出された方は保健師などによる健康指導、もしくは速やかに医療機関での受診を勧めるところであります。その上で、保健師や栄養士、さらには医師等の指導のもと病の重症化を防ぐことが重要ではないかと考えております。このことが早期発見、早期予防であり、健康寿命の延伸を図ることにより国保税の抑制だけではなく、本人が支払う医療費も抑制され、さらには介護認定のリスク回避となり、介護保険料の抑制にもつながるものと考えているところであります。

いずれにいたしましても、国保税の見直しにつきましては、繰り返しとなりますが、道から示された標準税率をもとに負担軽減となるよう試算を行い、国民健康保険審議会にお諮りし、今後開催される町議会において税率改正のための条例改正案を提出することとしておりますことを申し上げ、答弁いたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

- 2番(越前 等) ありません。
○議長(大内兆春) ないようですので、打ち切ります。

◇ 小澤一文議員

○議長(大内兆春) 次に、1番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番(小澤一文) 平成31年第1回定例会に当たり、町政執行方針について質問をいたします。

第3、安全で生活環境が整ったまち、2、安心安全に暮らせるまちづくりの推進において、近年多発している大規模自然災害に即応するため地域防災計画、水防計画に沿った迅速かつ確かな防災体制を確立させるとあります。従来から国の防災基本計画があり、自治体が立てる地域防災計画などがありますが、今後想定される大規模自然災害への備えを町民一人一人が災害リスクに関する知識と心構えを共有し、さまざまな災害に備える防災意識社会へと変えていかなければならないと考えます。災害発生時には自治体や消防による公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うものとして個人や家庭での備えである自助があり、地域のコミュニティーにおける自発的な防災活動である共助があります。この視点から地域防災計画、公助に自助と共助をかみ合わせることの必要性が目ざされ、2013年に改正された災害対策基本法では共助による防災活動推進の観点から地区防災計画制度が盛り込まれました。これは、東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に導入され、地域の特性に応じ地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度となっています。この地区防災計画を立てる単位は、自治会や企業、商店街、学校、医療、福祉施設なども主体となることができます。それぞれが実情に応じた防災活動の計画を立て、市区町村の地域防災計画の一部として提案し、災害時に誰が何をどれだけどのようにすべきかを作成し、地域の防災意識と防災力の向上を目指しています。

内閣府による地区防災計画策定状況の全国調査結果が初めて公表されました。昨年4月1日時点で地区防災計画が市区町村の地域防災計画に反映されているのは、23都道府県の40市区町村248地区で完成しています。素案作成段階にある地区を抱えた市区町村が全国に1,741ある自治体の1割にも満たず、計画作成のための説明会開催や自治会への呼びかけをしているのは全体の約15%の260自治体で、73自治体は制度自体を知らない状況でありました。制度の普及、啓発活動について行う必要はあるが、行えていないと答えた自治体は全体の約6割に及んでいます。今後各地域で地区防災計画の策定が進むことによって災害対応力の向上につながるのではないかと考えますが、地区防災計画についてのご見解をお伺いして、質問を終わります。

○議長(大内兆春) ただいまの1番、小澤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長(奥山光一) 1番、小澤議員のご質問、第3、安全で生活環境が整ったまち、災害対策、地区防災計画についてお答えいたします。

初めに、現在の地域防災計画であります。2013年の災害対策基本法の改正に基づき2015年に町防災会議の承認を経て避難行動要支援者にかかわる事項について一部見直しを行い、現在に至っております。ご質問の地区防災計画につきましては、直接的に町の防災計画に記載はございませんが、災害時の応急対策を迅速かつ確に実施するため各町自治会や団体に対し地区内の被害状況の調査や避難所運営への奉仕、被災地の防災活動の協力等を得ることを規定した住民組織等の活用や平時から災害時に至るまで自分たちの地域は自分たちで守るという共助の体制づくりの推進を目的として自主防災組織指導育成計画を規定しております。議員ご指摘のとおり、東日本大震災では行政機構の麻痺から地域住民みずからの自助と地域コミュニティーにおける共助が避難所運営等におい

て重要な役割を果たしたことから、国が提唱する地区防災計画は地域住民が自発的に防災活動に取り組むに当たり、地域の意向が強く反映されたボトムアップ型の計画であり、地区住民から行政に対し計画提案制度も採用されております。

本町においては、このような性質の計画の策定にあってはまず自治会単位での自主防災組織の結成が不可欠と考えるものであり、かつて消防本部が広域加入以前に各町自治会に対し結成に向けた呼びかけを行った件もございますが、残念ながら結成には至っておりません。高齢化がますます進む本町において自助、共助、公助は災害時のみならず生活を営む上で基本をなすものでありますが、災害時には公助だけでは賄え切れず、自助ではいかんともしがたい要支援者や子供、いわゆる災害弱者を守るすべとして地域の役割、共助の必要性は強く認識しており、また地域自治会のみならず企業、商工業者、ボランティアなどの協力も不可欠と思うところであります。

このような状況の中、防災力の強化を図る目的から平成31年度内において退職自衛官の中から災害対応に高い知識と技能を有します地域防災マネージャーの有資格者の採用について関係機関へ要望しており、採用となれば災害対応初め関係機関との横断的な連携や行方不明者発生の際の初動対応、さらには地区防災計画策定の基礎単位となります自主防災組織結成に向けた取り組みについても詰めてまいりたいと考えております。

さきに述べましたが、本町における自主防災組織率は皆無であり、議員各位におかれましてもまず自治会単位での自主防災組織の結成に向け積極的な働きかけをお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○1番（小澤一文） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（大内兆春） 次に、4番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（吉川 洋） 第1回定例会に際しまして、町政執行方針、第4、魅力と活力があふれるまち、今後の町づくりに対する機運の醸成について質問をいたします。

町の魅力づくり、地域活性化対策については将来を担う若者層や協力隊、関係機関、団体と協力をしてと執行方針の中にあります。まさに町中が一体となって町づくりをしなければならない時代かと思えます。現在の上砂川の現状を顧みますと、既存の商店は年々減少して、高齢化が進む地域において高齢者の方々が歩いて買い物ができる商店がなくなってきております。時にはゆっくりお酒を飲みながら憩いたいと思っても、そういう場所もいまや一軒もありません。そのような状況を考えますと、まさに若い人やいろいろな団体など多くの人々の力を結集して町づくりをしていかなければ何もない町になってしまいます。企業誘致も絶対必要です。それと同じぐらい町の中に普通の商店や飲食店を誘致するために時には空き店舗を無償で貸し出すぐらいの特別の優遇措置をする制度も必要と思うところであります。また、現在あるまちの駅ふらっとの積極的な活用の一つとして、6時以降に時間貸しをして、いろいろな行事や、反省会等ができるようにして、町に元気が出るような仕掛けをつくることも必要と思えます。将来的には北門支店跡等点在する空き店舗を整備して、いろいろな職種が試験的に一定期間店をあけられる貸し店舗等も方法と思えます。これらはほんの例を並べただけでございますが、これからの町づくりに今までとまるで違う視点で思い切った制度やサービスするための仕組みをつくり、この町を将来いろいろな機能が欠落したゴーストタウンのようにならないためにも勇気ある大胆な発想で今までと一味違う町の将来の絵が見えるよう

な何かをしたいと思う人たちがより使いやすい制度づくりをお願い申し上げ、質問といたします。

○議長（大内兆春） ただいまの4番、吉川議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 4番、吉川議員のご質問、第4、魅力と活力があふれるまち、今後の町づくりに対する機運の醸成についてお答えいたします。

初めに、急激な人口減少の中、町を明るくするため各種イベント等の開催にご尽力いただいている各団体並びに関係者の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

さて、本町においては人口減少などの起因により店を閉じるなど商店が年々減少傾向にあり、議員のご質問にもございますとおり、このような状況だからこそ若い人や各団体等初め職員、議員各位も含め一丸となり町づくりをしていかなければならないと考えているところであります。商店や飲食店等を誘致するために空き店舗を無償で貸し出すなどの特別な優遇措置をする制度が必要ではとご質問であります。中央地区を中心に空き地が多く点在しており、一部の空き地につきましては町に寄贈があり、町所有となつてはいるものの、そのほかの多くの土地や建物は個人の所有であり、行政とはいえども勝手に個人の所有物を使用することはできません。また、商店や飲食店等の誘致につきましても状況は認識するものの、行政だけが対応するものではなく、商工会議所等中心となり誘致活動を積極的に展開していただき、その上で出店を考えている方がいらっしゃり、出店のために特別な優遇制度が必要であれば、ぜひともそのアイデア等を提言していただき、支援していただければ検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、まちの駅ふらっとの午後6時以降の時間貸し出しについて行事や反省会等ができるようにとのことでありますが、まちの駅ふらっとは多世

代交流拠点施設として平成29年11月に開設し、現在は午前10時から午後6時まで開館し、休館日は木曜日と日曜日となっております。また、施設の目的上、原則アルコールの提供は禁止としているところであります。午後6時以降の貸し出しにつきましては、行事等の内容が町振興や町民の利便性に資する場合貸し出しを許可しており、主催者が責任を持って管理することを条件に既に手話教室や、町の行事であります。ワークショップなどの実施を許可しているところであります。反省会等への利用につきましては、まちの駅ふらっとは、先ほど申し上げましたとおり、原則アルコールを禁止としておりますが、事業の目的が明確とされており、その延長上での飲食であれば認める場合もございます。貸し出しを希望される場合については、事前に相談をしていただければ内容により許可することもあることを申し上げます。しかしながら、単なる反省会でありましたら、そちらのほうは町民センターや活性化センター等をご利用いただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町づくりや町の振興には思い切った大胆な発想をしなければならないと考えております。人口減少が進展する中、これを少しでも抑制するためにも各関係機関、団体等の皆様を初め議員各位におかれましても具体的なアイデアの提言と行動をぜひお願いし、答弁といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。吉川議員。

○4番（吉川 洋） 新たな制度、前向きにつくっていくことをお考えをいただいたようでございますけれども、そのような機会がありましたら会議所等民間の方々も含めて、その中に入っているようなアイデアを出せるような、そんな場も提供していただければ町中からいろいろなアイデアが集まるかと思っておりますので、そんなことも含めてお考えをいただきますよう申し添えておきたいと

思います。よろしくお願いします。

○議長（大内兆春） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 実際に効果があるということであれば制度についての検討はやぶさかでないということでお答えを申し上げたところでございます。逆に会議所等も含めて何かそういうアイデアがあるのであれば、行政からだけではなく、そこからぜひとも声がけをしていただき、行政、民間団体、両方での話し合いを、もしくは協議ということをこちらからもお願いしたいと思いません。

以上です。

○議長（大内兆春） よろしいですか。

○4番（吉川 洋） はい、ありがとうございます。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針の質疑を終了いたします。

◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（大内兆春） 日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思いません。

◇ 小 澤 一 文 議員

○議長（大内兆春） 1番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（小澤一文） 平成31年第1回定例会に当たり、教育行政執行方針について質問いたします。

国際化が日々進展する中、これからの時代を担う子供たちが外国の人々に対して臆することや偏見などを持たずに同じ人としてわかり合えるような関係を結ぶことができれば素晴らしいことだと考えます。しかし、一般的に言って日常的に外国人と接する機会はまだまだ多いとは言えません。特に本町のような地方都市は、その傾向が顕著であります。そのような中、30年以上前からJET

プログラムによりALT、外国語指導助手やCIR、国際交流員、SEA、スポーツ国際交流員の業種が日本に招聘されており、現在では54カ国から5,500人の若者が全国で活躍しているそうです。このALT、外国語指導助手は、小学校教師や中等高等学校の英語教師とともに英語の授業に加わり指導を行うものですが、中には学校の諸活動にも積極的に参加し、子供たちと日常的な触れ合いを持つケースもあるようです。小学校においては、新学習指導要領の全面実施が2020年4月に控えており、2019年度まで3、4年生の外国語活動、5、6年生の教科としての外国語が先行実施されています。そのような中、ネイティブスピーカーの発音を子供たちに聞かせることは大変有効であり、本町の子供たちが直接的に外国生まれの人と触れ合う体験は国際人を生み出す意味においても貴重な教育になるのではないのでしょうか。しかも、近年は日本文化への関心の高まりによって応募する外国青年も多く、選抜により来日するようで、自治体の必要人数は100%満たされ、その質にも定評があるようです。

現在本町においてはカナダ出身のルシエ・デヴィン先生が英語指導助手として本町の英語教育に大変熱心に取り組んでいただいておりますが、全国においては群馬県高崎市のように市内の全小中学校58校全てにALTを任用している自治体もあります。そこで、本町においても2020年度からの新学習指導要領の全面実施を見据えた、また生き生きとした国際教育の展開を期待する意味からも中央小学校にもJETプログラムによるALTの任用を検討し、英語教育のさらなる充実を図るべきではないかと考えますが、この点についてのご見解を求め、質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの1番、小澤議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 1番、小澤議員のご質問、学校教育における英語教育の取り組みについてお

答えいたします。

英語授業につきましては、平成29年3月に告示された新学習指導要領により小学校では現在5、6年生において実施しております外国語活動を2020年4月からは3、4年生に引き下げ、5、6年生においては英語が正式教科化となるところでございます。そのような中、本町においては英語力向上のため子供たちに生の英語を授業において体験できるよう平成3年8月より当時の文部省の外国青年招致事業制度を活用し、1名の英語指導助手を中学校に配置し、1年生から3年生の英語の授業において生徒たちに発音等の学習指導を現在まで継続して実施しているところであります。これからの国際化社会を見据え、幼少期から外国の言語や文化にもなれ親しむことも大切なことと考え、平成22年度より保育園にて毎月1回英語指導助手による英語の絵本の読み聞かせや、さらには社会教育事業としてグッドいんぐりっしゅにおいても中心的に事業にかかわってもらい、小学校低学年と英語による交流も行っているところであります。

議員より小学校において英語が正式科目となることから、中央小学校にも英語指導助手の配置を行い、英語教育の充実を図るべきではないかとの質問につきまして、平成23年4月より当時の指導要領の改訂において小学校5、6年生に対し外国語活動が必修とされたことにより小学校においても中学校配置の英語指導助手の活用を行ってまいりました。先ほども申し上げましたが、来年より小学校において英語の授業が前倒しと教科化となることから、平成30年4月より本格実施と同様に3、4年生については外国語活動が実施できるよう年間35時間を割り振り、5、6年生については外国語として英語授業ができるよう外国語活動をやめ、新たに外国語として年間70時間をそれぞれ確保する時間割りを編成し、中学校に在籍する英語指導助手が小学校の授業で指導できるよう小中学校間で調整を行いながら、試行的に英語の授業を

進めているところであります。そのような中で、現在本町における外国語活動や英語の授業が必要な学級数は小学校では3年生以上4学級、中学校では3学級の合計7学級であり、他市町の1学校程度の学級数となっております。英語の授業に英語指導助手を活用するに当たり、小中学校で互いに時間割り調整を行えば十分1人で対応できる状態であり、本格導入と同様の時数で授業を展開している小学校から増員等の特段の要請もないことから、当面英語指導助手については1名で対応していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員がおっしゃるとおり東京オリンピックの開催を控え、道内においてもインバウンドの増加と子供たちが外国の文化を理解する上でも将来社会に出て働く上でも英語学習の重要性が増すと考えられますことから、授業により英語嫌いがふえることがないように配慮しつつ、町においても本年4月より公設学習塾において中学生対象に英語を追加し、学力の向上を図ることとしており、あわせて学校、教育委員会、英語指導助手が一体となって子供たちの英語力向上を目指すことといたします。また、英語が話せる地域おこし協力隊員も在籍していることから、必要に応じて協力も検討してまいりたいと考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○1番（小澤一文） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

◎休会について

○議長（大内兆春） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。あすの15日から19日までの

5日間、議案調査等のため休会したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、15日から19日までの5日間、休会
することに決定いたしました。

なお、休会中の15日、18日につきましては予算
特別委員会を開催し、付託案件の審議をしていた
だくことになっておりますので、よろしくお願
いいたします。

また、20日には午前10時より本会議を再開いた
しますので、出席方よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日はこれをもって散会いた
します。

ご苦労さまでございました。

（散会 午前10時50分）

地方自治法第123条第2項の規定に
よりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 数 馬 尚

平成 3 1 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3月20日（水曜日）午前10時00分 開議
午前10時14分 閉会

○議事日程 第 4 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 予算特別委員会委員長報告
議案第 1 0 号 平成 3 1 年度上砂川町一般会計予算
議案第 1 1 号 平成 3 1 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 1 2 号 平成 3 1 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 1 3 号 平成 3 1 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
議案第 1 4 号 平成 3 1 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 報告に対する討論・採決とする。

（質疑は省略とする。）

- 第 3 調査第 1 号 所管事務調査について
第 4 派遣第 1 号 議員派遣承認について

（追加日程）

- 第 5 議案第 1 5 号 平成 3 1 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）

○会議録署名議員

4 番	吉 川	洋
5 番	数 馬	尚

○開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は 8 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成31年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4 番、吉川議員、5 番、数馬議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第 1 0 号 議案第 1 1 号 議案第 1 2 号 議案第 1 3 号 議案第 1 4 号

○議長（大内兆春） 日程第 2、予算特別委員会委員長報告について議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会に付託いたしました議案第10号から議案第14号までについては、一括して予算特別委員長より審査結果の報告を願い、その後議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会に付託いたしました議案について、その審査結果を委員長より一括報告することに決定いたしました。

吉川予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の

報告をお願いいたします。

○**予算特別委員長（吉川 洋）** それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託になりました議案第10号平成31年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計4件について、3月15日、18日の2日間にわたり慎重な審査を行った結果、報告書のとおり決定をいたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略をさせていただきます。

初めに、議案第10号平成31年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定をいたしました。

次に、特別会計について報告をいたします。議案第11号平成31年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第12号平成31年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号平成31年度上砂川町下水道事業特別会計予算、議案第14号、平成31年度上砂川町水道事業会計予算について、それぞれ討論、採決の結果、全て原案可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○**議長（大内兆春）** 以上で予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。付託されました各議案につきましては、予算特別委員会において十分審議がなされておりますので、質疑を省略して直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大内兆春）** 異議なしと認めます。

それでは、順次討論、採決を行ってまいります。

議案第10号平成31年度上砂川町一般会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大内兆春）** 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大内兆春）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号平成31年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第11号平成31年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大内兆春）** 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大内兆春）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号平成31年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第12号平成31年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大内兆春）** 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大内兆春）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号平成31年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第13号平成31年度上砂川町下水道事業特

別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成31年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第14号 平成31年度上砂川町水道事業会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成31年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎調査第1号

○議長（大内兆春） 日程第3、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第1号

○議長（大内兆春） 日程第4、派遣第1号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（大内兆春） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程について

○議長（大内兆春） ただいま議長の手元に議案1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎議案第15号

○議長（大内兆春） 日程第5、議案第15号 平成31年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第15号 平成31年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

平成31年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億160万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月20日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第15号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、17款繰入金2,100万円の追加で、5,530万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

歳入合計が2,100万円の追加で、29億160万円となります。

2、歳出、2款総務費2,100万円の追加で、2億4,953万9,000円となります。

1項総務管理費2,100万円の追加で、2億1,093万1,000円となります。

歳出合計が2,100万円の追加で、29億160万円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。

3、歳出、2款1項13目役場庁舎建設費2,100万円の追加で、2,100万円となります。15節工事請負費は、東館改修工事を早期に着手し、今後予定している西館の除却並びに新庁舎建設を円滑に進めるため2,100万円計上するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、17款1項1目基金繰入金2,100万円の追加は、公共施設等整備基金を繰り入れし、収支の均衡を図

るものであります。

以上でございます。

○議長(大内兆春) 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。吉川議員。

○4番(吉川 洋) 済みません。東館の改修工事ということでございますので、理解はしているのですけれども、これいつごろから始まる工事ということで今回補正は出たのでしょうか。

○議長(大内兆春) 佐藤課長。

○建設課長(佐藤康弘) 予定といたしましては、予算が可決されました後、4月1日に入りましてすぐ工事の起案を行い、4月11日に入札を執行したいと考えております。工事につきましては、6月中旬の竣工を目指すものでございます。

○議長(大内兆春) ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大内兆春) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大内兆春) 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大内兆春) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成31年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(大内兆春) 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、平成31年第1回上砂川町議会定例会を閉

会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午前10時14分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 数 馬 尚

平成31年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月15日（金曜日）午前10時00分 開会
午後 1時42分 散会

○議事日程 第1号

委員長挨拶

町長挨拶

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他

議案第10号 平成31年度上砂川町一般会計予算

ご協力を重ねてお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎開会の宣告

○委員長（吉川 洋） ただいまの出席委員は7名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立をいたしました。

（開会 午前10時00分）

◎委員長挨拶

○委員長（吉川 洋） おはようございます。定刻になりましたので、始めたいと思いますが、開会に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

11日の定例会におきまして予算特別委員会が設置をされ、私が委員長に指名をされました。委員各位のご協力をいただき、本委員会を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

予算特別委員会に付託されました案件は、平成31年度一般会計予算及び4本の特別会計予算で、一般会計が28億8,060万円、特別会計を合わせますと34億6,671万6,000円となり、前年度と比較しますと1億6,520万円増の予算となっております。前年度は町長選挙がとり行われた関係上骨格予算でありましたが、本年度は政策的経費も取り込んだ通常予算となり、人口減少対策、子育て支援施策、移住定住施策、認定こども園の園庭整備事業等の投資的経費など重要施策が継続されておりますことから、本委員会といたしましてもそのあたり踏まえ、十分な論議を重ねていただき、効率的に議事を進めてまいりたいと思っております。

以上、大変簡単ではございますが、委員各位の

◎開議の宣告

○委員長（吉川 洋） 直ちに会議を開きたいと思っております。

◎町長挨拶

○委員長（吉川 洋） ここで奥山町長からご挨拶をいただきます。

○町長（奥山光一） おはようございます。予算特別委員会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日と18日の2日間、平成31年度の町づくりに向けた各種施策など具体的事業を盛り込みました一般会計予算を初め4特別会計のご審議をいただきます。委員の皆様方の活発なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年度の予算編成に当たりましては、既に予算の大綱でも触れさせていただいておりますけれども、本町の財政状況は依然として地方交付税に大きく依存する状況ではありますが、一部町内企業の業績が顕著であり、わずかではあります、税収に寄与する明るい兆しも見られております。しかしながら、引き続き限られた財源を最大限に

生かし、急がれる人口減少問題への対策を初めとします諸課題に対応し、若い世代から高齢者まで幅広く即効性のある事業、施策について予算計上をしたところであります。

予算の概要であります。平成31年度一般会計予算は28億8,060万円となりまして、特別会計の5億8,611万6,000円と合わせ、総額34億6,671万6,000円となっております。昨年度は4月に町長選挙を控えたため骨格予算でありましたが、本年度につきましては認定こども園等複合施設の2カ年目事業として園庭整備を中心とします外構工事、高規格救急自動車の更新、下鶴生活館の建てかえに向けた実施設計等の予算を計上したところであり、全会計合計いたしまして前年度対比5.0%、1億6,520万円の増となったところでございます。平成31年度の予算の内容につきましては、この後各担当課長から申し上げますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

議題の(1)、予算特別委員会の日程について内野議会事務局長から説明をいたします。

○事務局長(内野博之) それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

予算特別委員会次第書の次のページをごらんいただきたいと思います。審査日程は、本日15日と18日の2日間を予定しております。本日は、審査の方法、審査資料請求などについて協議していただき、その後平成31年度一般会計予算から審査をいただいております。初めに歳出を審査していただき、その後歳入の順で進めてまいります。予定といたしましては、本日で一般会計の審査を全て終え、18日は国民健康保険、後期高齢者医療、下

水道事業の各特別会計と水道事業会計について審査をしていただきたいと思います。以上2日間の日程で付託になりました案件につきまして審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、日程については説明どおりといたします。

なお、委員会の開催の通知はいたしませんので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

◎予算審査の方法について

○委員長(吉川 洋) では次に、予算審査の方法について内野議会事務局長から説明をいたします。

○事務局長(内野博之) それでは、予算審査の方法について説明をいたします。

11日の本会議において提案理由、内容説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書により款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

説明手順は、本年度予算額、前年度比較、財源内訳を説明し、引き続き節の説明に入りますが、時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較して多少の増減の場合は説明を省略し、前年度に比べて大きく変わったところ、あるいは制度、政策の見直し、重要な事業等について説明していただきます。質疑につきましては、款の説明が終了した後、原則的には目ごとに行うことといたしますが、場合によっては一括して行うこともございます。また、討論、採決につきましては議案毎に行うこととしていきます。

なお、説明者には一般会計、特別会計ともに担当課長をお願いし、補助者として主幹及び係長の出席をお願いしております。

以上、審査方法としての説明を終わります。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（吉川 洋） 次、議題の（3）、予算審査資料の提出について、何か必要な資料がありましたらご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

◎その他

○委員長（吉川 洋） その他で委員の方から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

◎議案第10号

○委員長（吉川 洋） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

初めに、議案第10号 平成31年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

歳出から審議に入ります。1款議会費から審査をいたします。内容の説明を求めます。内野議会事務局長。

○事務局長（内野博之） それでは、議会費について説明をいたします。

予算書の32ページをごらんいただきたいと思えます。1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額3,760万4,000円、前年度比較452万7,000円の減で、財源は全て一般財源でございます。主な増減につきまして説明いたします。1節報酬、本年度予算額1,989万6,000円、前年度比較で222

万円の減、3節職員手当等、本年度予算額811万6,000円、前年度比較80万5,000円の減、4節共済費、本年度予算額686万6,000円、前年度比較で110万8,000円の減となっておりますが、いずれも議員1名減によるものでございます。その他につきましては、昨年とほぼ同様でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

それでは、1款議会費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

1款議会費全般について質疑を受けます。質疑のある方、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で1款議会費について質疑を打ち切りま

す。
次、2款総務費に入ります。総務費については米田総務課長、浅利企画課長、白土住民課長、斉藤教育次長、西村税務出納課長、内野監査事務局長に順次説明を求めてまいります。初めに、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、総務費のうち総務課が所管いたします予算につきましてご説明を申し上げます。

予算書34ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額6,843万5,000円、前年度比較で495万8,000円の増、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、行政全般の管理経費を計上するものでございます。主な増減につきまして説明を申し上げます。1節報酬でございますが、本年度予算額31万4,000円、前年度比較で3万2,000円の増でございます。役場庁舎の建設に向けまして昨年に引き続き住民各層から広く意見を求めますため、既存の町づくり町民会議の委員で構成いたします庁舎建設検討委員会の開催回数を1回分ふやしまして、年間6

回分を見込みまして、委員報酬を計上したものでございます。4節共済費でございますが、本年度予算額1,062万7,000円、前年度比較で216万5,000円の増及び7節賃金で本年度予算額1,546万5,000円、前年度比較で429万3,000円の増でございます。いずれも嘱託職員の新規採用に伴います増額で、近年の自然災害の多発に対しまして防災力の強化を図ることを目的に専門的知識と経験を有します地域防災マネジャーの有資格者1名及び嘱託事務員1名を採用する予定でありますことから、所要の経費を計上するものでございます。8節報償費でございます。本年度予算額29万3,000円、前年度比較で27万円の減でございますが、従前から実施しております外部講師によります職員研修につきまして年々でテーマを考慮しながら引き続き実施するための講師謝礼でございます。9節旅費であります。本年度予算額120万円、前年度比較で20万円の増で、普通旅費の実績勘案による増額でございます。11節需用費でございます。本年度予算額1,326万3,000円、前年度比較で155万3,000円の増で、燃料費及び電気料の高騰と消費税の増税に伴います増額でございます。35ページへ参りまして、14節使用料及び賃借料でございますが、本年度予算額311万3,000円、前年度比較で22万3,000円の増でございます。9節旅費の増額と関連いたしまして、公務出張の際の高速道路使用料を実績勘案によりまして昨年度までの10万円から30万円へ増額したことが主な要因でございます。続きまして、36ページをお開きいただきまして、18節備品購入費、本年度予算額80万円、前年度比較で316万7,000円の減でございますが、昨年度全国瞬時警報システムJアラートの受信機器の更新整備を終えたことによります減でございます。

次に、2目文書広報費、本年度予算額749万6,000円、前年度比較で225万9,000円の増、財源はその他特定財源で25万円、一般財源で724万6,000円でございます。総務課が所管いたします予算で増額の主な要因は、13節委託料におきまして本年度

予算額436万6,000円、前年度比較で177万4,000円の増であります。町例規類集整備業務において通年で計上しております町例規の加除整備とあわせまして、平成32年度より施行されます会計年度任用職員制度の制度導入に要します例規類の整備経費を計上するものでございます。

続きまして、3目財政管理費、本年度予算額216万6,000円、前年度比較で7,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。本年10月から予定されております消費税の増税分の増額計上でございます。

37ページへ参りまして、4目会計管理費、本年度予算額126万3,000円、前年度比較で19万9,000円の増、財源は全て一般財源でございます。本目は、出納業務にかかわる経費を計上するもので、増額の主な要因は、12節役務費におきまして昨年より負担しております指定金融機関派出事務手数料につきまして、昨年度は要望額に対しまして3割相当の32万4,000円を計上いたしましたが、北門信金の要望から滝川市を初めといたします5市町におきまして5割の負担を決定いたしましたことから、本町におきましても同割合で54万円を負担計上するものでございます。

次に、5目財産管理費、本年度予算額1,436万4,000円、前年度比較で6万7,000円の減、財源内訳はその他特定財源で1,422万8,000円、一般財源で13万6,000円でございます。本目は、町有財産の管理経費を計上するものでございます。減額の主な要因は、13節委託料におきまして昨年度執行いたしました下鶉分譲団地整備業務委託と本年度計上の現況図の更新業務88万円との差額でございます。

6目企画費でございます。本年度予算額225万3,000円、前年度比較で42万4,000円の増、財源は全て一般財源でございます。本目は、主に防災関係の経費と加盟団体などの負担金を計上するものでございます。増額の主な要因は、11節需用費、消耗品費及び38ページへ参りまして、18節備品購入

費におきまして災害時避難所で用います毛布やストーブ、発電機、食料、飲料水などの必要個数を年次計画で整備をしており、新年度におきましては備蓄しております飲料水の期限到来から、新たに960本を補充しますほか、冬期間の停電に備えまして避難所の暖房強化を図るため電気を使用しない灯油ストーブ7台の補充整備、また災害対応に当たります職員の作業服を整備するものであります。そのほか、12節役務費におきましては5年ごとの防災無線検査に要します手数料といたしまして5万3,000円を計上するものでございます。

次に、7目公平委員会費でございます。本年度予算額7,000円、前年度同額でございます。公平委員3人分の報酬でございます。

39ページへ参りまして、9目諸費でございます。本年度予算額2,288万6,000円、前年度比較で1,965万6,000円の増、財源はその他特定財源で1,960万円、一般財源で328万6,000円でございます。本目は、表彰関係の予算や弔慰金、また会議、来客用など他の費目に属さない予算を計上いたしますもので、増額の要因は8節報償費のうち各種表彰弔慰金におきまして本年度上砂川120年記念を迎えるに当たりまして、事業の一環といたしましてスフェラスティックを記念品とし、全戸贈呈配布を行うに当たりまして、制作にかかります経費1,965万6,000円を計上するものであります。

続きまして、ページ飛びまして45ページをお開きいただきたいと思っております。選挙費でございます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額14万6,000円、46ページ、次ページへ参りまして、2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円で、それぞれ前年度同額につき説明を省略させていただきます。

3目北海道知事道議会議員選挙費、本年度予算額246万4,000円、財源は全て国・道支出金でございます。本年4月7日に投開票日を迎えます知事、道議選挙に要します立会人等の報酬、時間外手当等の人件費ほか、係る事務経費を計上するものでございます。

4目参議院議員選挙費、本年度予算額416万8,000円、財源は全て国・道支出金でございます。本年7月28日に任期満了を迎えます参議院議員の選挙に要します報酬、手当等の人件費を初めポスター掲示場の作成費用など投開票に要します事務経費を計上するものでございます。

なお、昨年度計上いたしました町長選挙費につきましては廃目となるものでございます。

以上、2款総務費におきます総務課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

次に、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） それでは、2款総務費のうち企画課所管事項につきましてご説明申し上げます。

36ページをごらんください。2目文書広報費でございます。広報作成に係る経費を計上してございます。11節需用費の印刷製本費において開基120年の特集ページの追加で6万2,000円増の157万7,000円を計上しております。14節使用料及び賃借料44万7,000円の計上は、昨年10月より北海道文化放送で配信しております自治体情報提供サービス、いわゆる地デジ広報の経費でございます。その他については、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、38ページをごらんください。6目企画費でございます。企画課所管事項といたしまして19節負担金、補助及び交付金で、本年度予算額122万3,000円、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、41ページをごらんください。11目地域振興費でございます。本年度予算額2,345万7,000円、前年度対比で840万円の増でございます。財源は、地方債550万円、その他特定財源といたしまして91万円を充当いたしまして、一般財源は1,704万7,000円でございます。主な増減の要因ですが、地域公共交通会議に係る経費として1節報酬で4万8,000円、9節旅費で2万2,000円の計上でありま

す。また、8節報償費238万円増の577万円の計上は、移住定住奨励金の増であります。11節需用費313万6,000円の増の614万1,000円の計上ですが、開基120年記念誌発行によります印刷製本費の増であります。12節役務費で電話料とシェアハウス、まちの駅ふらっとの実績に基づきます26万3,000円減の36万9,000円の計上、13節委託料では乗り合いタクシー業務委託料など159万2,000円増の336万6,000円、次ページになります。18節備品購入費で多世代交流拠点施設まちの駅ふらっとの備品用として20万円増の40万円の計上です。19節負担金、補助及び交付金では、仮装盆踊り花火大会補助金で開基120年記念として100万円を上積みし、121万9,000円増の565万6,000円を計上したところでございます。

次に、12目地域おこし協力隊事業費でございます。本年度予算額2,019万4,000円、前年度対比で67万4,000円減でございます。財源は、全て一般財源でございます。本目につきましては、地域おこし協力隊6名の人件費と活動経費を予算計上しております。人件費においては、1節報酬で47万6,000円減の1,236万2,000円を計上、3節、職員手当で住居手当の増により80万6,000円増の321万4,000円、活動経費につきましては11節需用費では新協力隊員の消耗品として28万円減と住居の修繕料など80万円減の70万円を計上したところであります。その他につきましては、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、48ページをごらんください。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございます。本年度予算額41万3,000円、前年度と比較いたしまして11万1,000円の増でございます。財源は、全て国・道支出金でございます。増額の主な要因ですが、昨年は住宅・土地統計調査を実施いたしましたが、本年度につきましては経済センサス基礎調査と農林業センサス、工業統計調査が行われることによる増でございます。1節報酬で6万8,000円減の16万7,000円を計上、11節需用費では17万7,0

00円増の23万5,000円の計上となっております。

以上、総務費における企画課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、2款総務費のうち住民課が所管いたします事項につきましてご説明申し上げます。

予算書は38ページにお戻りください。8目交通安全対策費、本年度予算額815万3,000円、前年度比較209万5,000円の増で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、交通安全指導員、婦人交通指導員、交通安全推進員にかかわる経費及び交通安全指導車、交通安全対策等にかかわる経費を計上しております。7節賃金311万9,000円、前年度比較45万1,000円の増でございます。こちらは、単価改定等によるものでございます。8節報償費136万2,000円は、昨年7月から実施しております高齢者運転免許証自主返納支援事業の経費で、皆増となっております。11節需用費61万円、前年度比較17万9,000円の増は、交通安全指導者の夏タイヤ購入及び車検費用並びに高齢者運転免許証自主返納支援事業の利用券印刷等によるものでございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の予算計上につきまして、説明を省略させていただきます。

次に、44ページをお開き願います。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額2,387万7,000円、前年度比較398万4,000円の増で、財源内訳は国・道支出金245万3,000円、その他特定財源200万円、一般財源1,942万4,000円でございます。11節需用費34万9,000円、前年度比較12万1,000円の減は、隔年購入としております改ざん防止用紙の計上減によるものでございます。13節委託料324万8,000円、前年度比較143万2,000円の増は本町、雨竜町、北竜町、秩父別町、月形町、妹背牛町、赤井川村の7自治体で共同利用しております住民基本台帳ネットワークシ

システム機器の更新による経費の増と昨年度計上しておりました戸籍システム更新に係る経費の減の相殺によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金693万8,000円、前年度比較255万円の増は、社会保障・税番号制度システムのデータセンターである中間サーバープラットフォームを平成31年度から2カ年で更新することに伴う負担金の増によるものでございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額ですので、説明は省略をさせていただきます。

以上で2款総務費のうち住民課所管事項についての説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

では、続きまして斉藤教育次長。

○教育次長(斉藤琢也) それでは、教育委員会が所管いたします総務費関係についてご説明申し上げます。

40ページをお開き願います。10目町民センター管理費でございます。本年度予算額1,925万7,000円で、前年度と比較いたしまして181万1,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源が20万円、一般財源が1,905万7,000円でございます。主な項目についてご説明申し上げます。11節需用費、本年度予算額786万4,000円、前年度と比較いたしまして128万2,000円の増となっておりますが、燃料費単価の増額によるものでございます。続きまして、13節委託料でございます。本年度予算額874万1,000円で、前年度と比較いたしまして72万8,000円の増は、隔年実施で行っております照明器具清掃業務が今年度はガラスサッシ清掃及び照明器具清掃業務を行うことの差し引きによるものでございます。続きまして、18節備品購入費でございます。本年度予算額56万1,000円、前年度と比較いたしまして23万1,000円の減は、昨年町民センターの行事用看板を購入したことによる減でございます。

以上で2款総務費に係る教育委員会所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

それでは次、西村税務出納課長。

○税務出納課長(西村英世) それでは、総務費のうち税務出納課が所管いたします予算につきまして説明させていただきます。

予算書43ページをお開き願います。2項徴税費、1目税務総務費でございます。本年度予算額12万2,000円、前年度比較で5,000円の減、財源は全て一般財源でございます。本目は、固定資産評価審査委員の報酬、税務業務にかかわります旅費と需用費を計上するものでございますが、税に関する書籍類の購入、消耗品費におきまして5,000円の減となるものでございます。

次に、44ページでございます。2目賦課徴収費でございます。本年度予算額634万7,000円、前年度比較で113万3,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金343万6,000円、一般財源291万1,000円でございます。主な増減でございますが、13節委託料504万2,000円の計上で、前年度比較で100万7,000円の増となっております。徴税に係ります電算システムの業務委託費などを計上するものでございますが、本年度は本年10月から稼働予定の地方税共通納税システムの運用対応業務で49万9,000円、また3年に1度行います土地の評価がえに係ります不動産鑑定委託業務で61万円を計上することから、増額となるものでございます。また、本年度は徴収業務用車両の車検の年となりますことから、修繕料、車検手数料、保険料、公課費におきまして7万7,000円の経費を計上してございます。

以上で税務出納課が所管いたします予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

続きまして、内野監査事務局長。

○監査事務局長(内野博之) それでは、監査委員費につきまして説明いたします。

48ページをごらんいただきたいと思います。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額10

6万2,000円、前年度同額で全て一般財源でございます。本費目は、監査業務にかかわります経費を計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で2款総務費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

まず初めに、34ページから36ページ、1項総務管理費、1目一般管理費について質疑を受けます。質疑のある方、ご発言をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りしたいと思います。

それでは次に、36ページから38ページ、2目文書広報費から6目企画費について一括質疑を受けたいと思います。質疑のある方、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りしたいと思います。

次に、38ページから43ページ、7目公平委員会費から12目地域おこし協力隊事業費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

次に、43ページから44ページ、2項徴税費全般について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りしたいと思います。

それでは次、44ページから45ページ、3項戸籍住民基本台帳費全般について質疑を受けたいと思います。質疑ございます……

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち

切ります。

次に、45ページから47ページ、4項選挙費全般について質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りしたいと思います。

では次、5項統計調査費、6項監査委員費について一括質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りしたいと思います。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

次に、3款民生費に入ります。民生費につきましては、山崎福祉課長、白土住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） それでは、3款民生費のうち福祉課及び地域支援推進室の所管事項につきまして主な増減を中心に説明申し上げます。

予算書49ページをごらんください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。本年度予算額3億5,646万7,000円、前年度比較で782万2,000円の増、財源内訳は国・道支出金2億2,276万8,000円、地方債1,470万円、その他特定財源3,111万3,000円、一般財源8,788万6,000円でございます。8節報償費927万円の計上で、前年度比較19万円の減となっております。全世帯配布入浴券の世帯数の減少によるものでございます。次に、50ページをごらんください。13節委託料891万8,000円の計上で、前年度比較210万5,000円の増となっております。増額の主な要因は、平成30年度に拡充した在宅老人等除雪サービス事業の屋根除雪2階建ての分で、120万円増の420万円を計上しております。19節負担金、補助及び交付金746万8,000円の計上で、前年度比較49万5,000円の増となっております。増額の主な要因は、社会福祉協議会補助金304万4,000円につきまして1名分の人件費と社会福祉士取得経費として52万4,

000円増となるものです。20節扶助費 2億7,587万2,000円の計上で、前年度比較で675万8,000円の増となっております。増額の主な要因は、障害者自立支援医療費及び障害者自立支援給付費の利用者数の増によるものでございます。

次に、2目老人福祉費、本年度予算額810万6,000円、前年度比較59万4,000円の減、財源内訳は国・道支出金23万3,000円、地方債160万円、一般財源627万3,000円でございます。本目は、主に高齢者福祉に関する経費を計上しております。8節報償費は520万3,000円の計上で、前年度比較54万1,000円の減となっております。主な要因は、敬老祝い品贈呈事業におきまして対象者数の減により45万5,000円の減によるものでございます。その他については、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、3目社会福祉施設費、本年度予算額1,317万1,000円、前年度比較628万3,000円の増、財源内訳はその他特定財源430万円、一般財源887万1,000円でございます。本目は、東山高齢者住宅、中央集会所、各町生活館にかかわる経費を計上しております。52ページをごらんください。18節備品購入費12万1,000円の計上で、前年度比較、皆増となっております。東山高齢者住宅集会所のAED導入によるものでございます。

次に、4目介護保険費、本年度予算額1億3,734万6,000円、前年度比較1,017万7,000円の増、財源内訳はその他特定財源3,203万円、一般財源1億531万6,000円でございます。包括的支援事業につきましては、地域包括ケアシステムの推進に伴い関係予算を介護保険費に計上するものでございます。11節需用費70万7,000円の計上で、前年度比較29万1,000円の増は新たに在宅医療関係のパンフを作成するものでございます。53ページです。13節委託料1,316万5,000円の計上で、前年度比32万2,000円の減は包括的支援事業の地域ケア会議推進事業の会議形態の変更により37万8,000円の減でございます。14節使用料及び賃借料41万9,00

0円の計上で、皆増、6目介護予防費で計上しておりました機器使用料を介護保険費に組みかえたことによるものでございます。その他につきましては、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、5目地域包括支援センター費、本年度予算額3,067万1,000円、前年度対比51万3,000円の増、財源内訳は全てその他特定財源でございます。本目は、地域包括支援センターの運営に係る4名の人件費等を計上するものであります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節、退職手当組合負担金を合わせた人件費総額は2,703万4,000円で、前年度比較44万3,000円の増となっております。その他については、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

54ページをお開き願います。次に、6目介護予防費、本年度予算額548万4,000円、前年度比較68万3,000円の減、財源内訳はその他特定財源320万円、一般財源228万4,000円でございます。本目は、高齢者の介護予防に関する各種事業経費を計上しております。事業実施に当たっての臨時職員賃金や委託料が主なもので、各種リハビリ専門職等による機能の維持、向上のための指導や高齢者の筋力維持を目的とした各地区で行う百歳体操、まちの駅ふらっとで行うふらっとヘルシー体操が主な事業でございます。14節使用料及び賃借料13万円の計上で、前年度対比46万5,000円の減で、事業用機器使用料を4目介護保険費に組みかえたことによるものでございます。その他につきましては、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、55ページ中段の複合施設費につきましては、児童館運営に係る経費につきまして2項3目認定こども園複合施設費に計上することから、廃目となります。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額3,626万6,000円、前年度比較57万8,000円の増となっております。財源内訳は、国・

道支出金2,099万1,000円、その他特定財源20万円、一般財源1,507万5,000円でございます。本目は、子育て支援としての育児用品購入券贈呈事業やこども園で実施のおひさまルーム事業、児童手当、乳幼児医療及びひとり親家庭等医療費などの経費を計上しております。56ページをお開き願います。13節委託料419万5,000円の計上で、前年度比較341万7,000円の増となっております。平成27年度に策定した子ども・子育て支援事業計画が平成31年度末をもって終了することから、本町の現状と課題を再度分析、整理するためのアンケートを実施し、2020年度から5年間の第2期計画を策定を進めるため341万円を計上しております。20節扶助費2,968万7,000円の計上で、前年度比較254万1,000円の減となっております。児童手当2,269万5,000円につきましては、支給対象となります中学生までの子供の数の減少によりまして319万円の減となるものです。その他につきましては、前年とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、2目認定こども園建設費でございます。本年度予算額3,932万2,000円、前年度比較で皆増となっております。財源内訳は、地方債2,950万円、その他特定財源980万円、一般財源が2万2,000円でございます。15節工事請負費3,932万2,000円の計上で、前年度からの継続事業としてこども園園庭、南側園舎の整備で2,432万2,000円、保育園解体工事として1,500万円を計上するものです。

次に、3目認定こども園等複合施設費でございます。本年度予算額2,922万5,000円、皆増となっております。財源内訳は国・道支出金70万6,000円、その他特定財源60万円、一般財源が2,791万9,000円でございます。本目は、新たに認定こども園複合施設として児童館と認定こども園の運営に係る経費を計上しております。1節報酬は、認定こども園の嘱託医師2名分として35万3,000円の計上、7節賃金は児童厚生員、嘱託、臨時調理員、臨時保育教諭等の賃金として1,046万1,000円の計

上、次、57ページでございます。8節報償費は児童館の集会室を活用し、有償ボランティアによる習い事分として13万8,000円の計上、11節需用費は燃料、水道、電気料、園児の給食としての給食食糧費として1,172万9,000円の計上、12節役務費は電話料、各種手数料、各種検査、火災保険料として109万9,000円の計上、13節委託料は電気保安業務、夜間機械警備委託料として69万9,000円の計上、15節工事請負費はこども園外構工事として園庭に遊具設置工事として290万円の計上、16節原材料費はこども園用として6万円の計上、18節備品購入費は児童館用は書籍分で50万円、こども園用は備品で10万円、計60万円の計上、58ページでございます。19節負担金、補助及び交付金は、施設型給付費負担金等で118万6,000円を計上しております。

次に、保育所費につきましては廃目となります。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額1万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。

2目扶助費、本年度予算額207万2,000円、前年度比較173万4,000円の増で、財源は国・道支出金50万円、一般財源157万2,000円でございます。20節扶助費205万円の計上で、前年度比較171万2,000円の増となっております。増額の主な要因は、平成30年度新たに創設しました高齢者等冬の生活支援事業として200万円を計上しております。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額24万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。災害見舞金の予算を計上するものでございます。

以上で3款民生費に係ります福祉課及び地域支援推進室所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩をとりたいと思います。10分間の休憩をとります。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○委員長（吉川 洋） それでは、休憩を解きまして、引き続き会議を開きたいと思います。

続きまして、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 3款民生費のうち住民課が所管いたします事項につきましてご説明申し上げます。

予算書49ページをお開き願います。1目社会福祉総務費、12節役務費のうち重度医療事務手数料16万2,000円につきましては、昨年8月診療分から開始されたレセプト併用化に伴い原則事務手数料が不要となったことにより前年度比較37万5,000円の減となっております。50ページに移ります。13節委託料のうち医療費助成システム保守業務81万9,000円につきましては、レセプト併用化に伴い導入したシステムの保守料でございます。20節扶助費のうち重度心身障害者医療費につきましては、前年度実績を勘案し、181万7,000円減の770万4,000円を計上しております。28節繰出金4,908万8,000円につきましては、国民健康保険特別会計にてご説明いたします。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明を省略させていただきます。

次に、52ページをお開き願います。4目介護保険費、19節負担金、補助及び交付金の空知中部広域連合負担金は1億2,030万1,000円の計上で、第8期介護保険事業計画の中で介護保険料の上昇が見込まれることから、これに備えるために基金積み立てと介護サービス利用の増加等により前年度比較990万6,000円の増となっております。

続きまして、55ページをお開き願います。7目後期高齢者医療費、本年度予算額1億675万2,000円、前年度比較612万8,000円の増で、財源内訳は国・道支出金1,553万5,000円、その他特定財源126万3,000円、一般財源8,995万4,000円でございます。本目は、北海道後期高齢者医療広域連合から受託しています後期高齢者健診に要する費用と同連合への負担金並びに後期高齢者医療特別会計の

繰出金を計上しております。13節委託料185万7,000円、前年度比較40万5,000円の増は、後期高齢者の健診機会を拡充し、医療機関での個別健診に加え、集団健診も実施することにより受診者数を40人増の250人と見込んだことによるものでございます。19節負担金、補助及び交付金7,974万1,000円、前年度比較644万6,000円の増は、北海道後期高齢者医療広域連合へ支出する療養給付費等の増によるものでございます。28節繰出金2,501万5,000円につきましては、後期高齢者医療特別会計にて説明をさせていただきます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、56ページをお開き願います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、12節役務費につきましては、先ほど社会福祉総務費でご説明しましたレセプト併用化による事務手数料の減でございます。ひとり親家庭等医療事務用手数料につきましては前年度比較17万2,000円減の6万7,000円、乳幼児医療事務用手数料では前年度比較7万2,000円減の7万1,000円を計上しております。20節扶助費につきましては、前年度実績を勘案し、ひとり親家庭等医療費では24万1,000円減の225万5,000円、乳幼児医療費では38万6,000円増の393万3,000円、養育医療費では50万4,000円増の80万4,000円を計上しております。

以上で3款民生費のうち住民課の所管事項についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） 3款民生費のうち企画課所管事項につきまして内容のご説明を申し上げます。

52ページをごらんください。3目社会福祉施設費でございます。企画課所管事項といたしましては、生活館等の管理業務となっております。13節委託料で昭和47年建設の下鶉生活館建てかえに伴う実施設計委託432万円を新たに計上しておりま

す。また、中央ふれあいセンターの管理業務でございますが、複合施設費より振りかえたことにより各町生活館管理業務145万9,000円増の483万9,000円の計上となっております。

以上、民生費における企画課所管事項につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

以上で3款民生費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

まず初めに、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切ります。

次に、50ページから52ページ、2目老人福祉費、3目社会福祉施設費について一括質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切ります。

それでは次に、52ページから55ページ、4目介護保険費から7目後期高齢者医療費までについて一括質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切りたいと思います。

次、55ページから58ページ、2項児童福祉費全般について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切ります。

次、58ページ、3項生活保護費、4項災害救助費について一括質疑を受けます。高橋委員。

○8番(高橋成和) 58ページの3項生活保護費、2目扶助費の20節扶助費です。高齢者等冬の生活支援事業ということで、昨年3つの制度を9月補正で1つにして、12月1日から2月28日までたし

か受け付け期間となっていたと思うのです。今またことしも予算組まれていて、実績というのですか、そういったのをまずひとつ聞かせせ……わかる範囲でいいのですけれども、終わったばかりなので。

あと、ちょっと中に、これほとんど灯油とか除雪が中心なのですからけれども、町長前に言っていたときにいろんなものに使えるのだよと言われていたのですけれども、結構恐る恐る出してくる町民の方がいたのです。その辺のところいろいろ、初めての、今まであったのだけれども、1つにしたのですけれども、それで戸惑っている方もいるのかななんて思ったのですけれども、現状ちょっともしあれでしたらお伺いしたいのですけれども、いいですか。

○委員長(吉川 洋) これ山崎課長かな。

○福祉課長(山崎数浩) 高齢者等冬の生活支援事業、今資料持ってきていないのですが、ちょっと私の記憶の中でしゃべらせていただきたいのですが、現在650世帯ぐらいの申請となっております。申請率につきましては65%ぐらいです。

あと、使用なのですが、主にどこでも使えるような形にはなっているのですが、灯油が多いような状況になっております。

〔発言する者あり〕

○福祉課長(山崎数浩) あと、使用できる各町の商店でございますが、商工会議所で実施しておりますプレミアム商品券とほぼ同様の商店で利用できるようになっておりまして、交付券配布時には使用できる商店の一覧をお渡ししております。

○8番(高橋成和) ありがとうございます。

○委員長(吉川 洋) よろしいですか。

○8番(高橋成和) はい。どうも除雪と灯油だけというイメージが何か強いのか、それで不安があったのかちょっとわからないのですけれども、全部一応使えるということで認識していいですか。

○委員長(吉川 洋) 林副町長。

○副町長(林 智明) 高橋副議長言われたよう

に、使用実績を見ますとやはり灯油は多いのですけれども、各コンビニさんとか商店さんで使われている方も相当数おりますので。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○8番（高橋成和） はい、ありがとうございます。

○委員長（吉川 洋） 次ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

それでは、以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

次、4款衛生費に入ります。衛生費については、山崎福祉課長、白土住民課長に順次説明を求めてまいりたいと思います。初めに、山崎福祉課長。

○福祉課長（山崎数浩） それでは、衛生費のうち福祉課が所管いたします予算につきまして説明いたします。

予算書59ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額1億1,808万2,000円、前年度比較23万8,000円の増でございます。財源内訳は、地方債50万円、その他特定財源360万円、一般財源1億1,398万2,000円でございます。本目は、医師の確保対策、救急医療対策に係る負担金や分担金、妊婦の健診費用等を計上しております。11節需用費58万7,000円、前年度比較19万7,000円の増は、消耗品において公用車2台分の冬タイヤ更新による15万4,000円の増によるものでございます。60ページをごらんください。20節扶助費231万9,000円、前年度比較8万8,000円の増でございます。妊婦健診の単価改定によるものでございます。

次に、2目予防費でございます。本年度予算額1,157万4,000円、前年度比較6万3,000円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金51万2,000円、地方債770万円、一般財源336万2,000円でご

ざいます。本目は、各種検診や予防接種にかかわる経費につきまして計上しており、30年度より各種がん検診の自己負担の軽減、本年度は前立腺がん検診の受診を町内及び砂川市内の医療機関でも受診できるよう拡充しております。13節委託料92万7,400円の計上で、前年度比較11万3,000円の減はインフルエンザ予防接種を初めとする各種予防接種、がん検診等の実績精査によるものでございます。

以上で4款衛生費に係ります福祉課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。続きまして、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、4款衛生費のうち住民課が所管いたします事項につきましてご説明申し上げます。

予算書は61ページでございます。3目環境衛生費、本年度予算額1,006万2,000円、前年度比較145万円の増で、財源内訳はその他特定財源が9万5,000円、一般財源996万7,000円でございます。11節需用費249万6,000円、前年度比較107万6,000円の増につきましては、さわやかトイレの電気料の15万円の増並びに修繕費において下鶴共同浴場の修繕費、鶴共同浴場の地下タンクライニング工事費の計上と昨年度実施しましたさわやかトイレの柱修繕費工事の減との相殺で99万円の増となっております。続きまして、62ページ、19節負担金、補助及び交付金602万7,000円、前年度比較41万2,000円の増は、吉野斎苑のトイレ改修工事等による砂川地区保健衛生組合負担金の増でございます。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の予算につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額22万8,000円、前年度比較2万円の増で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、衛生車庫と事務所の諸経費を計上しております。前年度とほぼ同様の予算計上につき、内容の説明は

省略をさせていただきます。

次に、2目じん芥処理費、本年度予算額9,098万1,000円、前年度比較641万円の減でございます。財源内訳は、地方債2,970万円、その他特定財源980万円、一般財源5,148万1,000円でございます。本目は、ごみ収集処理費用及びごみ最終処分場の経費を計上しております。7節賃金630万6,000円、前年度比較64万4,000円の増は、単価改定による増でございます。11節需用費1,445万3,000円、前年度比較423万5,000円の増は、じんかい車及び4トンタンクのタイヤ更新と計画的修繕を行っております一般廃棄物最終処分場の修繕経費の増等で、本年度は遮光シート補修で704万円、脱水機分解清掃と整備を含む各種修繕で65万9,000円を計上しております。続きまして、63ページ、13節委託料693万1,000円、前年度比較42万6,000円の増は、分別収集業務委託料の増でございます。昨年6月定例会でご質問のありました資源ごみの分別方法につきまして衛生協力会等と協議し、住民の負担軽減として瓶、缶、紙類の分別につきまして一部を緩和したことにより収集委託料が増となったものでございます。具体的な変更内容につきましては、別冊の平成31年度各会計予算の大綱11ページに記載してございますので、後ほどお目通しを願います。19節負担金、補助及び交付金6,256万4,000円、前年度比較1,173万5,000円の減でございます。砂川地区保健衛生組合負担金4,950万1,000円、前年度比較で830万3,000円の減となっております。前年度と本年度で実施するクリーンプラザくるくるの長寿命化工事の減等によるものでございます。中・北空知廃棄物処理広域連合負担金は、施設の長期包括委託事業費の減等により前年度比較343万2,000円減の1,306万3,000円を計上しております。23節償還金、利子及び割引料1万円は、平成17年に更新した現在のじん芥収集車が老朽化したため、北海道市町村備荒資金組合の車両譲渡事業により更新することに伴い、初年度経費として利子分のみを計上しております。その

ほかにつきましては、前年度とほぼ同額の計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、3目し尿処理費、本年度予算額1,044万8,000円、前年度比較65万6,000円の増で、財源内訳はその他特定財源447万8,000円、一般財源597万円でございます。7節賃金624万5,000円、前年度比較74万3,000円の増は、単価改定によるものでございます。11節需用費80万8,000円、前年度比較3万4,000円の増は、し尿収集車の夏タイヤ購入の減と修繕料の増との相殺によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金328万2,000円、前年度比較12万1,000円の減は石狩川流域下水道組合の負担金の減でございます。そのほかにつきましては、前年度と同額の予算計上につき、内容の説明を省略させていただきます。

以上で4款衛生費のうち住民課の所管事項についての説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

以上で4款衛生費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

59ページから62ページ、1項保健衛生費全般について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切ります。

次に、62ページから64ページ、2項清掃費全般について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

次に、5款労働費に入ります。内容の説明を求めます。浅利企画課長。

○企画課長(浅利基行) それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

65ページをごらんください。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額272万円、

前年度比較で39万1,000円の減でございます。財源は、全て一般財源でございます。19節負担金、補助及び交付金におきまして上砂川地区連合からの申請により助成金43万2,000円減の231万3,000円の計上で、負担金全体といたしましては265万1,000円の計上でございます。その他につきましては、前年度とほぼ同額につき、説明は省略させていただきます。

以上です。

○委員長（吉川 洋） 以上で5款労働費の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

5款労働費全般について質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で5款労働費について終わります。

次に、6款農林水産業費に入ります。内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 6款農林水産業費のうち住民課が所管します事項につきましてご説明申し上げます。

予算書66ページにございます。1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額178万1,000円、前年度比較28万3,000円の増で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、有害鳥獣駆除に係る経費を計上しております。13節委託料155万3,000円、前年度比較22万円の増は、エゾシカの捕獲数を80頭から100頭にふやしたことによる増でございます。14節使用料及び賃借料4万4,000円は、熊捕獲用の箱わな設置に伴う車両借り上げ料を計上しております。8節報償費、11節需用費につきましては、ほぼ前年度と同額の予算計上しております。

以上で6款農林水産業費の説明を終了させていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

それでは、農林水産業費の説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

6款農林水産業費全般について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

以上で6款農林水産業費について質疑を終わります。

次、商工費に入りたいと思います。7款商工費については、浅利企画課長、白土住民課長に順次説明を求めます。初めに、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） それでは、7款商工費のうち企画課所管事項につきましてご説明申し上げます。

67ページをごらんください。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額2,494万1,000円、前年度と比較いたしまして521万4,000円の増でございます。財源につきましては、国・道支出金17万4,000円、その他特定財源といたしまして841万2,000円を充当し、一般財源は1,635万5,000円でございます。企画課所管事項といたしましては、産業活性化センターの管理経費や商工会議所等への補助金、中小企業原資預託金などでございます。産業活性化センター管理経費につきましては、13節委託料で隔年実施のガラスサッシ清掃17万6,000円増の146万5,000円を計上しております。19節負担金、補助及び交付金で開基120年記念としてプレミアムつき商品券発行事業、1,000セット増の3,000セット分を当初予算に計上したことにより640万円増の1,227万3,000円を計上しております。68ページをごらん願います。21節貸付金では、中小企業融資について償還終了に伴い原資預託金150万円減の800万円を計上したところでございます。

次に、企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額1,480万5,000円で、前年度同額でございます。財源につきましては、地方債1,400万円、一般財源80万5,000円でございます。前年度同額につき、説明は省略させていただきます。

次に、3目観光費、本年度予算額1,037万2,000円、前年度比較で11万5,000円の増でございます。財源内訳につきましては、その他特定財源531万5,000円、一般財源505万7,000円でございます。11節需用費、印刷製本費で観光パンフレット印刷の11万4,000円増の22万8,000円の計上となっております。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同様の内容につき、説明を省略させていただきます。

以上、商工費のうち企画課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

続きまして、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 7款商工費のうち住民課が所管いたします事項につきましてご説明申し上げます。

予算書67ページにお戻りください。1目商工振興費のうち消費者行政にかかわる経費といたしまして、7節賃金、9節旅費、11節需用費、13節委託料、19節負担金、補助及び交付金で、前年度比較13万8,000円増の総額199万5,000円を計上しております。増額の主な要因は、単価改定による賃金の増でございます。

以上で7款商工費のうち住民課所管事項についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で7款商工費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

67ページから69ページ、7款商工費全般について質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

次、8款土木費に入ります。内容の説明を求めます。三原建設課技師長。

○建設課技師長（三原浩明） それでは、8款土木費についてご説明申し上げますので、予算書70

ページをお開き願います。1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額1億728万5,000円、前年度比較200万円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金7万6,000円、その他特定財源15万2,000円、一般財源1億605万7,000円でございます。本目は、主に街路灯の維持費と下水道事業特別会計への繰出金にかかわる予算を計上するものでございます。11節需用費990万5,000円、前年度比較47万8,000円の増額は、街路灯及び車庫詰所の電気料単価増額によるもので、19節負担金、補助及び交付金94万円、前年度比較18万4,000円の増額は電気料単価増に伴う街路灯補助金と各種協会負担金の増によるものでございます。71ページをごらん願います。28節繰出金9,619万2,000円、前年度比較131万5,000円の増額は、下水道事業特別会計への繰出金の増によるものでございます。その他につきましては、前年同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度予算額1億6,027万2,000円、前年度比較5,090万1,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金3,866万7,000円、起債5,490万円、一般財源6,670万5,000円でございます。本目の増額の主な要因は、昨年は工事請負費が骨格予算となっていたことによるものでございます。本年度の除排雪経費につきましては、7節賃金、11節需用費のうち燃料費、13節委託料の除排雪業務、14節使用料及び賃借料の排雪ダンプ借り上げ料を合わせまして総額2,702万2,000円を計上しており、前年度比較297万3,000円の増額となっておりますが、増額の主な要因は賃金で運転手8名、作業員3名の総員11名について計上しておりましたものを作業員3名を減とし、それにかえて通年雇用運転手を2名ふやし、冬のみの運転手も1名増の総員11名に組みかえることによるものと燃料、委託料につきましても単価増分を計上しております。また、11節需用費のうち消耗品費268万円、前年度比較100万円の増額は、タイヤショベルのノータイヤ

4本を更新するものでございます。資料ナンバー4をあわせてご参照お願いいたします。13節委託料1,912万3,000円、前年度比較278万1,000円の増額で、橋梁長寿命化継続事業であります逢来橋補修調査設計業務を実施するものでございます。予算書72ページをお開き願います。15節工事請負費につきましては9,395万円、前年度比較4,405万円の増額で、主な要因は昨年度の骨格予算となっているものによるものでございます。今年度につきましては、橋梁長寿命化事業として末広橋補修事業と下鶉うぐいす団地積みブロック擁壁改修工事、町道下鶉中央線、学校線雨水排水布設がえ工事、町道鶉北線道路改良舗装工事、町道下鶉学校線ガードケーブル補修工事を実施するものです。19節負担金、補助及び交付金12万円の皆増は、刈り払い機、チェーンソーの取り扱い作業講習を受講するものでございます。その他につきましては、前年同様の内容につき、説明を省略させていただきます。

次に、3項住宅費、1目住宅管理費についてご説明いたします。73ページをごらん願います。本年度予算額5,793万9,000円、前年度比較3,367万3,000円の増額で、財源内訳につきましては起債240万円、その他特定財源4,560万6,000円、一般財源993万3,000円でございます。本目は、町営住宅の維持管理経費を計上するものでございます。資料ナンバー5から6をあわせてご参照お願いいたします。11節需用費5,135万円、前年度比較3,425万円の増額となっておりますが、中央単身者住宅3棟24戸の屋根ふきかえ及び外壁改修工事と昨年引き続き鶉若葉改良住宅屋根外壁塗装工事4棟18戸を実施するものです。13節委託料439万2,000円、前年度比較20万8,000円の減額は、消防設備点検費の減によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金15万7,000円、前年度比較36万8,000円の減額は、下水道受益者分担金として昨年度より21件減の9件を計上するものでございます。その他につきましては、昨年同様の内容につきまし

て、説明を省略させていただきます。

次に、2目公営住宅建設費、本年度予算額9,707万7,000円、前年度比較578万7,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金3,934万円、起債4,800万円、一般財源973万7,000円でございます。本目は、1名の職員給与費と住宅整備を計上するものでございます。74ページをお開き願います。あわせまして資料ナンバー7から8をあわせてご参照お願いいたします。主な増額の要因は、平成27年度に作成いたしました公営住宅等長寿命化計画に基づき、東山団地外壁塗装及び屋根防水工事2棟12戸の継続工事と鶉改良住宅10棟50戸を除却するものでございます。その他につきましては、前年度と同様の内容につきまして、説明を省略させていただきます。

以上で8款土木費の内容について説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

それでは、以上で土木費の説明が終わりましたので、ここで質疑に入りたいと思います。

初めに、1項土木管理費について質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

次に、2項道路橋りょう費について質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

次に、3項住宅費全般について質疑を受けたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

それでは、以上で8款土木費について質疑を打ち切ります。

ここで昼食のために暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 零時59分

○委員長（吉川 洋） それでは、昼食休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、9款消防費に入ります。内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、消防費につきまして説明いたします。

75ページをお開き願います。9款消防費、1項消防費、1目消防費、本年度予算額1億9,554万円、前年度比較で2,130万4,000円の減で、財源は地方債で3,330万円、一般財源が1億6,224万円でございます。減額の主な要因でございますが、昨年度組合負担金におきまして水槽つき消防ポンプ自動車の更新整備で6,720万円を計上いたしましたが、本年度におきましては高規格救急自動車の更新で3,400万円の計上及び職員の退職に伴います退職手当組合の追加負担金で1,000万円を計上したものでございます。現在上砂川支署で保有しております高規格救急車ですが、平成13年に導入をしまして、経年に伴います老朽化が著しいということから、住民生活の安心確保に向け更新を図るものでございます。

以上、9款消防費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

9款消防費の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

9款消防費全般について質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

消防費について質疑を打ち切ります。

それでは、10款教育費に入ります。教育費については、斉藤教育次長、浅利企画課長に順次説明を求めてまいります。初めに、斉藤教育次長。

○教育次長（斉藤琢也） それでは、76ページを

お開き願います。教育費関係についてご説明申し上げます。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額121万8,000円、財源内訳は全額一般財源でございます。内容につきましては、前年同様でございます。

続きまして、2目事務局費、本年度予算額1,453万7,000円、前年度と比較いたしまして120万7,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金が16万4,000円、地方債500万円、一般財源が937万3,000円でございます。8節報償費でございますが、本年度予算額85万6,000円、前年度対比41万4,000円の減となっております。これは、公設学習塾開設事業の拡充したことと参加する児童の数が減少した放課後子ども教室学習事業を今年度から廃止したことによるものでございます。77ページをごらんください。13節委託料でございます。本年度予算額478万7,000円、前年度対比で246万9,000円の増となっております。これは、公設学習塾開設事業の拡充で、対象学年を小学校4年生まで引き下げるとともに、学習科目につきましては小学校は国語、中学校は英語をそれぞれふやしたことによるものでございます。また、行政常任委員会で数馬委員からご質問ありました塾に参加している子供の割合についてですが、小学校では56%、中学校では25%、全体で35%となっております。続きまして、19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額579万6,000円で、前年度と比較いたしまして68万4,000円の減額となっております。これは、2020年度から使用する小学校の教科書を採択するに当たり、教科用図書採択事務負担金が10万円の増額となっておりますが、本町の小学生が通級している砂川市の言語障害児教室、子ども通園センターでございますが、こちらの負担金が35万6,000円の減額、また福井市鶉地区小学生交流事業におきまして福井市児童の受け入れの年に当たることから、実行委員会への補助金が23万円が減額、生徒指導連絡協議

会負担金及び問題行動児対策委員会補助金が教育振興会等の補助金に包含され、8万6,000円の減額となることによるものでございます。

続きまして、2項小学校費へ参ります。2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,389万9,000円で、前年度と比較いたしまして200万7,000円の増額となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。7節賃金でございますが、本年度予算額1,026万8,000円で、前年度と比較いたしまして45万7,000円の増となっております。これは、臨時職員及び特別支援学級支援員の賃金単価増額分によるものでございます。78ページをお開き願います。11節需用費でございますが、本年度予算額1,003万4,000円で、前年度と比較いたしまして92万4,000円の増となっております。これは、隔年で支給する白衣や前かけ等の給食調理用の消耗品の購入と燃料費単価の増額によるものでございます。13節委託料でございます。本年度予算額206万2,000円で、前年度と比較いたしまして11万9,000円の増となっております。これは、3年ごとに実施される消防設備保守点検の実施年によるものでございます。18節備品購入費でございます。本年度予算額65万6,000円で、前年度対比50万4,000円の増額となっております。これは、小学校で使用している教員用パソコンのOSサポートが終了することもあり、耐用年数が経過した古いパソコンを更新することによる増でございます。

79ページをごらんください。続きまして、2目教育振興費でございます。2目教育振興費、本年度予算額848万円で、前年度対比80万5,000円の増となっております。財源内訳は、国・道支出金が3万円、地方債65万円、一般財源が780万円でございます。主な項目につきましてご説明申し上げます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額306万6,000円で、前年度と比較いたしまして42万4,000円の増となっております。これは、学校給食費の値上げに伴う半額分の助成

金と卒業アルバム助成金を当初予算に計上したことによるものでございます。20節扶助費でございます。本年度予算額215万7,000円で、前年度対比23万5,000円の増となっております。これは、準要保護の新入学学用品費と給食費単価の増額分によるものでございます。

続きまして、3項中学校費でございます。3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,983万7,000円で、前年度と比較いたしまして36万1,000円の増となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。1節報酬でございますが、本年度予算額336万円で、前年度対比24万円の減となっております。これは、昨年帰国した外国語指導助手と新たに来日する外国語指導助手との報酬額の差額により減額となるものでございます。80ページをお開き願います。7節賃金でございます。本年度予算額1,015万円、前年度対比34万5,000円の増となっております。これは、小学校費と同様に臨時職員の賃金単価の増額によるものでございます。9節旅費でございます。本年度予算額42万6,000円で、前年度と比較いたしまして25万9,000円の減額となっております。これは、前任の外国語指導助手と現任の外国語指導助手の帰国先による旅費の差額による減額でございます。11節需用費でございます。本年度予算額1,242万9,000円で、前年度と比較いたしまして99万9,000円の増となっております。これは、燃料費単価の増によるものでございます。13節委託料、本年度予算額156万3,000円で、前年度と比較いたしまして15万5,000円の増となっております。これは、小学校費と同様に3年ごとに実施される消防設備保守点検の実施年によるものでございます。81ページをごらんください。18節備品購入費でございます。本年度予算額68万8,000円で、前年度と比較いたしまして58万8,000円の増となっております。小学校費と同様に中学校で使用している教師用のパソコンのOSサポートが終了することもありまして、耐用年数が過ぎた古いパソコンを更新するこ

とによる増でございます。19節負担金、補助及び交付金でございます。本年度予算額21万8,000円で、前年度と比較いたしまして11万7,000円の減となっております。これは、これまで本節で計上しておりました英語指導助手の渡航来日負担金を今年度は旅費で計上したことによる減でございます。

続きまして、2目教育振興費でございます。2目教育振興費、本年度予算額820万5,000円で、前年度と比較いたしまして70万8,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金が14万円、地方債65万円、一般財源が741万5,000円でございます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額186万5,000円で、前年度と比較いたしまして34万6,000円の減でございます。これは、生徒数の減による学校給食費助成事業等の対象者が減ったことによるものでございます。82ページをお開き願います。20節扶助費でございます。本年度予算額276万7,000円で、前年度と比較いたしまして37万8,000円の減となっております。これは、準要保護の人数が21人から17人に減ったことによるものでございます。

続きまして、4項社会教育費でございます。1目社会教育総務費、本年度予算額165万2,000円、前年度と比較いたしまして38万円の減となっております。財源内訳は、その他財源が4万円、一般財源が161万2,000円でございます。8節報償費でございます。本年度予算額75万1,000円で、前年度と比較いたしまして13万6,000円の減となっておりますが、今年度から新たに実施をいたします写真講座、アロマオイル講座、フラダンス講座の経費を計上したことと昨年当初予算で計上しておりました町民芸術観賞用の報償費を今年度は当初予算に計上しなかったことによる差額でございます。

83ページをごらんください。2目青少年対策費、本年度予算額430万1,000円、前年度と比較いたしまして23万2,000円の増となっております。財源

内訳は、全て一般財源でございます。7節賃金でございます。7節の賃金、8節報償費及び14節使用料及び賃借料でございますが、主要事業でありますキッズ体験クラブに係る経費を計上するもので、これまで絵本Deココロ、グッドいんぐりっしゅなど単独の事業名で行っていた事業をキッズ体験クラブに一本化をし、新たに町外施設への体験活動やパフォーマーの招聘などを行い、子供事業の内容の充実を図るもので、賃金として6万7,000円、報償費として10万円、使用料及び賃借料として4万2,000円を計上するものでございます。

続きまして、3目社会教育施設費でございます。本年度予算額240万9,000円、前年度と比較いたしまして2万4,000円の減となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。本目は、趣芸館及び炭鉱館に関する予算を計上するもので、教育委員会が所管いたします趣芸館に係る予算は98万6,000円となっております。

84ページをお開き願います。続きまして、5項保健体育費でございます。1目保健体育総務費、本年度予算額302万7,000円で、前年度と比較いたしまして16万1,000円の増となっております。財源内訳は、全て一般財源でございます。8節報償費と12節役務費でございますが、昨年から実施しております夏休み子供水泳教室の講師謝金及び保険料を当初予算に計上したことによる増でございます。

85ページをごらんください。2目体育施設費でございます。本年度予算額2,478万6,000円で、前年度と比較いたしまして1,050万1,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源が75万円、一般財源が2,403万6,000円でございます。7節賃金でございますが、本年度予算額247万9,000円、前年度と比較いたしまして13万1,000円の減でございますが、プールの開館時間を午後1時から午後6時まで短くしたことによるものでございます。11節需用費でございますが、本年度予算

額1,808万7,000円で、前年度と比較いたしまして1,070万6,000円の増となっておりますが、鶉プールの上屋シート及び建屋のプレス及び支柱の修繕、奥沢パークゴルフ場の防球フェンスと体育センターの照明つり物修繕を行うことによる増でございます。86ページをお開きください。13節委託料でございますが、本年度予算額402万2,000円で、前年度と比較いたしまして10万3,000円の増でございます。奥沢パークゴルフ場の管理委託料の増によるものでございます。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

では次に、浅利企画課長。

○企画課長(浅利基行) それでは、10款教育費のうち、企画課所管事項につきまして内容のご説明を申し上げます。

83ページをごらんください。3目社会教育施設費のうち、炭鉱館の管理経費であります。炭鉱館につきましては、5月から10月までの土曜日と日曜日及びお盆期間の開館となっております。予算につきましては、前年度とほぼ同額につき、説明は省略させていただきます。

以上、10款教育費のうち企画課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

以上で10款教育費の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

まず初めに、76ページから77ページ、1項教育総務費全般について質疑を受けます。高橋委員。

○8番(高橋成和) 77ページの2目事務局費の19節負担金、補助及び交付金の中の言語障害児治療教室負担金151万1,000円ということで予算っておりますが、これは砂川市のほうで多分広域でやっているものだと思うのですけれども、うちの、本町の、多分これは小学生だけだと思うのですけれども、何名ぐらい通っている方がいるのかというのと、今砂川市でもちょっと課題になっている

のですけれども、中学生の受け入れが、これ今できていない状況なのです。滝川市と美唄市は中学生のそういう対象になった子たちを受け入れることができているのですけれども、この辺について砂川市も多分構成市町と話し合いをしていかなければいけない……これから見出せないというところがあると思うのですけれども、本町としてはどういう……中学生になってから、中学生の子たち対象の……に対しての受け入れという部分についてはどのようにちょっとお考えかお伺いしたいのですけれども、よろしくお願いします。

○委員長(吉川 洋) 齊藤次長かな。それでは、福祉課長。

[発言する者あり]

○委員長(吉川 洋) そうですか。では、山崎課長。

○福祉課長(山崎数浩) ただいまありました言語障害児治療教室負担金でございますが、これにつきましては砂川市で行っております子ども通園センターでやっている事業でございます。構成につきましては2市4町で行っております、障害のある子供の療養を週1回程度通園で行っている状況でございます。上砂川から今現在行っている方につきましては、年度当初は3名ほどいましたが、現在は2名だと思われまして。小学生と、あと就学前の子供1名ずつとなっております。

それで、中学生の受け入れの関係でございますが、これ2市4町広域で実施しておりますので、町単独ではございませんので、今後、砂川地域療育推進協議会がございまして、構成市町と協議するような形になると思っておりますが、よろしいでしょうか。

○委員長(吉川 洋) はい。

○8番(高橋成和) ありがとうございます。砂川でも2市4町で結構たくさんそういう対象の児童がいると思うのですけれども、なるべく円滑にそういう中学生になってからもできるような環境ができればなと思うので、ぜひ砂川市のほうと協

議していただければと思います。ありがとうございます。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○8番（高橋成和） はい。

○委員長（吉川 洋） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

それでは次、77ページから82ページ、2項小学校費、3項中学校費について一括質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ございませんか。ないようですので、打ち切ります。

それでは次に、82ページから84ページ、4項社会教育費全般について質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

次、84ページから86ページ、5項保健体育費全般について質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

以上で10款教育費について質疑を打ち切ります。

それでは次に、11款災害復旧費に入ります。内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） 予算書87ページでござ

います。
11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額1万4,000円で、前年同額となっており、財源につきましては一般財源でございます。災害対応の賃金を計上するものでござ

います。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

災害復旧費の説明が終わりましたので、11款災害復旧費全般について質疑を受けたいと思

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

11款災害復旧費については、質疑を打ち切りたいと思います。

次に、12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。12款公債費から14款予備費まで続けて内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、初めに公債費につきまして説明をいたします。

88ページでござ

います。12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3億1,189万8,000円、前年度比較で2,185万円の減、財源内訳はその他特定財源が1億269万9,000円、一般財源で2億919万9,000円

でござ

います。23節償還金、利子及び割引料につきましては、平成7年度から平成29年度借入れの長期債95件分の償還元金で平成27年度借入れの臨時財政対策債などの長期債6件の償還開始と昭和63年度借入れの老健施設整備事業債など6件の償還が終了したことによる減でござ

います。
2目利子、本年度予算額2,605万2,000円、前年度比較で198万7,000円の減、財源内訳はその他特定財源が801万4,000円、一般財源が1,803万8,000円

でござ

います。23節償還金、利子及び割引料につきましては、平成7年度から平成30年度借入れ予定までの128件の長期債償還利子、また一時借入金利子の計上で、長期債など償還終了に伴う利子の減でござ

います。
続きまして、89ページ、職員費でござ

います。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額4億7,190万3,000円で、前年度比較268万9,000円の増、財源内訳は全て一般財源でござ

います。本目は、職員総数71人から広域連合への派遣や各特別会計などに計上しました8人分を除きます一般職62人に特別職3人を含めました65人分の人件費を計上するものでござ

料、本年度予算額 2 億3,736万7,000円、前年度比較で359万7,000円の減となっております。退職者 3 名による減額に対しまして人事院勧告実施を取り入れた昇給分を計上したものでございます。3 節職員手当等、本年度予算額 1 億1,614万円、前年度比較で604万7,000円の増となっております。人勧実施分の0.05月分を取り入れたことや民間賃貸住宅借り上げに伴います住居手当の増、また扶養家族の増に伴います扶養手当、児童手当の増によるものでございます。4 節共済費、本年度予算額7,478万円、前年度比較で89万6,000円の増でございます。昇給等に伴う共済負担金の増でございます。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額4,361万6,000円、前年度比較で65万7,000円の減で、職員の退職に伴います減でございます。

最後に、90ページ、予備費でございます。14款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 300万円で、財源は全て一般財源でございます。前年度同額でございます。

以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明が終わりまりましたので、質疑に入りたいと思います。

12款公債費全般について、また13款職員費全般について及び14款予備費全般について一括で質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切ります。

以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費について質疑を打ち切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたします。

それでは次に、歳入に入りたいと思います。歳入全般について内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長(米田淳一) それでは、歳入につきまして一括説明をいたします。

予算書14ページをお開き願います。前年度と比較しまして増減の著しいものにつきまして説明とさせていただきますと思います。

初めに、町税、町民税でございます。1 目個人、本年度予算額6,310万円、前年度比較で60万円の増でございます。所得割額の増によるものでございます。

2 目法人、本年度予算額1,828万9,000円、前年度比較で64万5,000円の増でございます。均等割の増が主な要因でございます。

固定資産税、1 目固定資産税、本年度予算額4,900万円、前年度比較18万3,000円の増で、家屋の増築等に伴います増でございます。

15ページへ参りまして、軽自動車税、1 目軽自動車税、本年度予算額631万円、前年度比較20万円の減額で、軽自動車の登録台数の減少によるものでございます。

次ページ、16ページへ参りまして、町たばこ税、1 目町たばこ税、本年度予算額1,950万円、前年度比較130万円の増でございます。たばこ 1 本当たりの税率の引き上げによる増を見込むものでございます。

17ページへ参りまして、地方消費税交付金でございます。1 目地方消費税交付金、本年度予算額 6,100万円、前年度比較で1,940万円の増額で、消費税が本年10月から 8 %から10%への増税が予定されておりまして、交付実績を勘案いたしまして増額を見込むものでございます。

次ページ、18ページへ参りまして、地方交付税でございます。1 目地方交付税、本年度予算額16 億4,800万円、前年度比較6,600万円の増となっております。国の地方財政計画や人口急減補正及び交付実績を勘案いたしまして、普通交付税では前年度当初比較で5,600万円増の14億3,800万円、また特別交付税におきましては胆振東部地震を初めとします全国的な災害復興の状況のおくれから交付実績を勘案いたしまして、前年度比較1,000万円増の 2 億1,000万円を見込むものでございます。

19ページへ参りまして、分担金及び負担金、負担金でございますが、1目民生費負担金、本年度予算額121万8,000円、前年度比較で252万9,000円の減額で、4月から開園となります認定こども園の利用者負担金を国の施策に先行いたしまして無償化といたしますため、収入の減を見込むものでございます。

使用料及び手数料、使用料で、1目総務使用料、本年度予算額51万円、前年度比較10万円の減額で、1節町民センター使用料の実績から減収を見込むものでございます。

20ページへ参りまして、4目土木使用料、本年度予算額1億5,498万9,000円、前年度比較525万9,000円の減で、2節住宅使用料におきまして公営改良住宅等の入居戸数の減に伴います使用料の減収でございます。

21ページへ参りまして、証紙収入でございます。1目証紙収入、本年度予算額1,390万円、前年度比較60万円の減で、公営改良住宅の水洗化に伴いますし尿処理分の証紙収入の減収を見込むものでございます。

国庫支出金、国庫負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額1億5,016万5,000円、前年度比較で206万5,000円の増額でございます。1節社会福祉費負担金で障害者総合支援法に基づきます利用者の増などを見込むものでございます。

続きまして、国庫補助金でございます。1目総務費補助金、本年度予算額229万5,000円、前年度比較で197万1,000円の増額は、主に社会保障・税番号制度システム更新事業に伴います増でございます。

次ページ、22ページへ参りまして、3目衛生費補助金、本年度予算額16万2,000円、前年度比較で14万7,000円の増額は、がん検診推進事業に対します対象経費の増が主な要因でございます。

4目土木費補助金、本年度予算額7,800万7,000円、前年度比較で311万3,000円の増額は、1節道

路橋りょう費補助金で橋梁長寿命化補修事業の増収と2節公営住宅建設費補助金で平成30年度計上の下鞆改良住宅屋根改善事業及び東山団地外装改善事業に対しまして本年度予定の鞆改良住宅除却事業、また東山団地の外装改善事業の減収から1節、2節を合わせまして前年度比較で311万3,000円の増収を見込むものでございます。

次に、国庫委託金、2目民生費委託金、本年度予算額105万円、前年度比較で24万3,000円の減収は、平成31年度に行われます年金生活者支援給付事業のシステム改修が平成30年度で終えたことによります減額でございます。

23ページへ参りまして、道支出金、道負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額8,628万9,000円、前年度比較で63万6,000円の増額でございます。1節社会福祉費負担金で障害者総合支援法に基づきます該当者の増を見込むものでございます。

次に、道補助金、2目民生費補助金、本年度予算額614万9,000円、前年度比較で82万7,000円の減額は、1節社会福祉費補助金において24ページ、次ページにございます昨年の冬から開始しました高齢者等の冬の生活支援事業に対します補助金の増収に対しまして重度心身障害者医療費の減及び2節の児童福祉費補助金におきます乳幼児医療、ひとり親家庭等医療費の該当者の減による減収でございます。

5目教育費補助金、本年度予算額16万4,000円、前年度比較25万5,000円の減額は、放課後子ども教室推進事業におきまして学習事業の廃止に伴います減収でございます。

次に、道委託金でございます。1目総務費委託金、本年度予算額1,048万2,000円、前年度比較で664万1,000円の増額でございます。4節選挙費委託金で4月に執行されます知事・道議会議員選挙費委託金及び7月に執行予定の参議院議員選挙費委託金の増によるものでございます。

続きまして、財産収入、財産運用収入ござい

ます。1目財産貸付収入、本年度予算額1,637万7,000円、前年度比較で105万1,000円の減額は、主に職員住宅貸付収入の減によるものでございます。

次ページへ参りまして、繰入金、基金繰入金でございます。1目基金繰入金、本年度予算額3,430万円、前年度比較で3,370万円の増額で、1節地域振興基金繰入金につきましては前年度同額での計上、2節公共施設等整備基金繰入金につきましては下鶉生活館建設実施設計委託事業及び継続事業となります認定こども園等複合施設建設事業の財源として、また3節ふるさとづくり基金につきましては上砂川町120年記念事業の一環でありますスフェラスティックの全戸配布の財源といたしましてそれぞれ基金から繰り入れをし、計上するものでございます。

27ページの下段へ参りまして、諸収入、貸付金元利収入でございます。1目中小企業融資資金貸付金収入、本年度予算額800万円、前年度比較で150万円の減額は、中小企業融資貸付金事業の緊急運転資金について減収を見込むものでございます。

次ページ、28ページへ参りまして、雑入でございます。5目雑入、本年度予算額7,437万3,000円、前年度比較で178万9,000円の増額で、主に空知中部広域連合の交付金事業で包括的支援事業等に対します増収を見込むものでございます。

続きまして、町債でございます。29ページでございます。1目総務債、本年度予算額1億2,070万円、前年度比較940万円の増額でございます。臨時財政対策債の減に対しまして過疎ソフト事業の増によります過疎対策事業債の増でございませぬ。

2目民生債、本年度予算額1,450万円でございます。皆増でございます。認定こども園の2カ年目事業の財源とします起債の計上でございます。

3目衛生債、本年度予算額2,970万円、前年度比較860万円の減でございませぬ。砂川市にござい

ます一般廃棄物処理施設くるくるの長寿命化事業に対します負担金減に伴います起債の減でございませぬ。

4目土木債、本年度予算額1億290万円、前年度比較で4,500万円の増でございませぬ。1節道路橋りょう債に記載しております橋梁、町道等各事業に対します起債の合計で、前年度比較3,880万円の増に、2節公営住宅債に計上しております鶉改良住宅除却事業の増で、前年度比較620万円の増額となるものでございませぬ。

5目消防債、本年度予算額3,330万円、前年度比較で2,650万円の減でございませぬ。昨年度の消防ポンプ自動車の更新事業と本年度の高規格救急自動車の起債借入額の差によります減額でございませぬ。

続きまして、29ページから30ページへかけましての繰越金でございませぬ。1目繰越金、本年度予算額3,000万円、皆増でございませぬ。繰越金につきましては、従前より当初予算において計上しておりませぬでしたが、過年度におきまして繰越金の実績がありますことから、本年度より当初予算へ計上するものでございませぬ。

以上で歳入全般の説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

歳入の説明が終わりました。14ページから30ページ、歳入全般について質疑を受けたいと思ひませぬ。質疑ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切ります。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳出、歳入全般について質疑を受けたいと思ひませぬ。質疑のある方、ご発言を願ひませぬ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ございませぬか。ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成31年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

◎散会の宣告

○委員長（吉川 洋） それでは、以上で一般会計予算の審査が終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。

なお、18日は午前10時から委員会を再開いたしますので、出席のほどよろしくお願いを申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

（散会 午後 1時42分）

平成31年第1回定例会予算特別委員会会議録（第2号）

3月18日（月曜日）午前10時00分 開議
午前10時40分 閉会

○議事日程 第2号

議案第11号 平成31年度上砂川町国民健康
保険特別会計（事業勘定）予算

議案第12号 平成31年度上砂川町後期高
齢者医療特別会計予算

議案第13号 平成31年度上砂川町下水道
事業特別会計予算

議案第14号 平成31年度上砂川町水道事
業会計予算

◎開議の宣告

○委員長（吉川 洋） おはようございます。た
だいまの出席委員は、堀内委員から欠席の届け出
がありましたので、6名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会
は成立をいたしました。

直ちに会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎議案第11号

○委員長（吉川 洋） それでは、ただいまから
付託案件の審査に入りたいと思います。

議案第11号 平成31年度上砂川町国民健康保険
特別会計（事業勘定）予算について議題といたし
ます。

内容の説明を求めます。白土課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、平成31年
度国民健康保険特別会計予算につきましてご説明
申し上げます。

歳出でございます。予算書114ページをお開き
願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理
費、1目一般管理費、本年度予算額8,838万1,000
円、前年度比較550万9,000円の減で、財源内訳は

その他特定財源4,971万6,000円、一般財源3,866
万5,000円でございます。13節委託料で昨年度導
入した標準システムの円滑な稼働のため保守委託
料として48万4,000円を新たに計上しております。
19節負担金、補助及び交付金は、空知中部広域連
合分賦金で、北海道に納める事業費納付金等の減
により、前年度比較625万7,000円減の8,430万3,0
00円を、北海道クラウド運営負担金で機能強化の
ため前年度比較27万5,000円増の328万5,000円を
計上しております。

続きまして、2項徴税费、1目賦課徴収費、本
年度予算額113万9,000円、前年度比較4,000円の
増で、財源内訳はその他特定財源でございます。
前年度とほぼ同額の予算計上のため、内容の説明
は省略をさせていただきます。

2款諸支出金、3款予備費につきましては、い
ずれも前年度同額の予算計上のため、内容の説明
を省略させていただきます。

歳入に参ります。戻りまして、110ページをお
開き願います。2、歳入、1款国民健康保険税、
1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康
保険税、本年度予算額3,869万円、前年度比較412
万4,000円の減と2目退職被保険者等国民健康保
険税、本年度予算額11万3,000円、前年度比較36
万2,000円の減につきましては、後期高齢者医療
制度への移行や転出等に伴う被保険者数の減など
によるものでございます。保険税合計では、前年
度比較448万6,000円減の3,880万3,000円を計上す
るものでございます。

次に、112ページでございます。2款使用料及
び手数料、1項手数料、1目督促手数料は前年度
同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額4,908万8,000円、前年度比較128万3,000円の減でございます。内訳につきましては、保険税の低所得者軽減に伴います収分を補填する保険基盤安定分が2,651万2,000円、低所得者や高齢者が多いことでの財政安定化支援分として1,290万円、空知中部広域連合職員給与費分等で967万6,000円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

4 款諸収入、2 項雑入、3 目雑入、本年度予算額176万8,000円、前年度比較26万4,000円の増は、空知中部広域連合を経由して交付される北海道クラウド運用等に対する北海道特別調整交付金の増によるものでございます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長(吉川 洋) ありがとうございます。

以上で内容の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

114ページから115ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切ります。

では次に、110ページから113ページ、歳入全般にわたって質疑を受けたいと思います。質疑のある方、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川 洋) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 平成31年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

◎議案第12号

○委員長(吉川 洋) それでは次に、議案第12号 平成31年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長(白土ゆかり) それでは、平成31年度後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳出でございます。予算書125ページをお開き願います。3、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額48万6,000円、前年度比較1万8,000円の減で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。前年度とほぼ同額でございますので、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、2 項徴収費、1 目徴収費、本年度予算額119万2,000円、前年度比較で73万1,000円の増でございます。財源内訳は、全てその他特定財源となっております。昨年度計上しておりました制度改正に伴うシステム改修が終了したため、委託料で73万1,000円の皆減となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年度同額の計上につき、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額6,953万3,000円、前年度比較201万7,000円の減で、財源内訳はその他特定財源2,333万7,000円、一般財源4,619万6,000円でございます。126ページ、19 節負担金、補助及び交付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金で、保険料等負担金は医療給付にかかわるもので前年度比較

121万7,000円の減で6,700万5,000円、事務費負担金につきましては広域連合のシステム改修が終了したことにより、前年度比較80万円減の252万8,000円を計上しております。

3款諸支出金と4款予備費につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

歳入に参ります。122ページをお開き願います。

2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度予算額3,464万3,000円、前年度比較97万1,000円の減でございます。

2目普通徴収保険料、本年度予算額1,164万8,000円、前年度比較32万4,000円の減でございます。

保険料全体では4,629万1,000円の計上で、前年度比較129万5,000円の減となっております。被保険者数の減等によるものでございます。

2款使用料及び手数料につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度予算額430万1,000円、前年度比較80万8,000円の減は、北海道後期高齢者医療広域連合への事務費負担金の減によるものでございます。

2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額2,071万4,000円、前年度比較7万8,000円の増で、繰入金全体では73万円減の2,501万5,000円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

4款諸収入につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

国庫支出金につきましては、廃款としております。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。

125ページから126ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

それでは次に、122ページから124ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

それでは、これより議案第12号について採決いたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成31年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第13号

○委員長（吉川 洋） それでは、議案第13号 平成31年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、平成31年度下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、135ページをお開き願います。1款下水道費、1項下水道整備費、1目総務管理費、本年度予算額2,343万7,000円、前年度比較22万2,000円の増額で、財源内訳

につきましては全額一般財源でございます。136ページ、19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額749万2,000円、前年度比較1万7,000円の減額は石狩川流域下水道組合の維持管理負担金の減によるもので、27節公課費649万9,000円、前年度比較17万円の増額は平成30年度の消費税確定申告額の見込みによるものでございます。

2目下水道建設費、本年度予算額494万円、前年度比較952万2,000円の減額で、財源内訳につきましては起債330万円、その他特定財源164万円でございます。減額の主な要因は、15節工事請負費100万円、前年度比較945万7,000円の減額は昨年認定こども園までの管渠工事を実施したことによるものでございます。

2項下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額893万2,000円、前年度比較24万1,000円の増額で、財源内訳につきましてはその他特定財源146万2,000円、一般財源747万円でございます。1節需用費451万1,000円、前年度比較18万4,000円の増額は、修繕料で広報車の車検整備費を計上するもので、マンホールポンプの詰まりを解消するための装置は前年度に引き続き今年度は春日橋西側マンホール、旧白須商店向かいに設置いたします。137ページです。13節委託料249万6,000円、前年度比較6万5,000円の減額は、使用件数の減少に伴う水道への賦課徴収事務委託料の減によるものでございます。

2款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額8,233万8,000円、前年度比較147万3,000円の増額で、財源内訳につきましては起債590万円、その他特定財源7,643万8,000円でございます。増額の要因は、平成26年度借入債の償還が始まったことによるものでございます。

2目利子、本年度予算額1,681万2,000円、前年度比較137万1,000円の減額で、財源内訳につきましては全額その他特定財源でございます。平成9年度から30年度までの起債借り入れにかかわる107件分を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、133ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項受益者分担金、1目受益者分担金、本年度予算額15万8,000円、前年度比較43万7,000円の減額は、公営住宅で前年度より25戸減の5戸分と認定こども園分を計上するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、本年度予算額3,100万7,000円、前年度比較153万5,000円の減額となっておりますが、1節現年度使用料で公的住宅、一般住宅を合わせ、前年度より50戸減の1,193戸分を計上するものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額9,619万2,000円、前年度比較131万5,000円の増額は、主に下水道使用料の減によるもので、収支不足額を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

次ページでございます。5款町債、1項町債、1目下水道事業債、本年度予算額920万円、前年度比較380万円の減額となっております。減額の主な要因は、昨年度管渠布設工事に特定環境保全公共下水道事業債として450万円を充当したことによるもので、1節流域下水道事業債、本年度予算額330万円、前年度比較20万円の減額は処理場等建設負担事業分の減によるもので、2節資本費平準化債、本年度予算額590万円、前年度比較90万円の増額は平成30年度借入債が算定方法に加わったことによるものでございます。

国庫支出金は、昨年度実施事業の完了とともに廃款としております。

以上で下水道事業特別会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入りたいと思います。

135ページから138ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

次、133ページから134ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

それでは、これより議案第13号について採決いたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成31年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第14号

○委員長（吉川 洋） 次に、議案第14号 平成31年度上砂川町水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） それでは、平成31年度水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

収益的支出からご説明いたしますので、154ページをお開き願います。水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額1,825万5,000円で、前年度比較229万4,000円の減額となっております。賃金147万2,000円、前年度比較173万2,000円の減額は浄水場勤務ローテーションの見直しによるもので、委託料216万6,000円、前年度比較89万4,000円の減額は浄水場のガラス清

掃業務と配水池排泥作業等が隔年での休止の年に当たることによるものでございます。薬品費260万円、前年度比較35万2,000円の増額は次亜塩素等薬品の単価改正によるものでございます。

次に、2目配水及び給水費、本年度予算額1,584万2,000円、前年度比較102万1,000円の増額となっております。155ページでございます。委託料18万5,000円、前年度比較84万5,000円の増額は、配水管排泥作業業務が隔年での実施の年に当たることによるものでございます。修繕料1,374万6,000円、前年度比較10万6,000円の増額で、検測量水器の取りかえとして前年同様270台分、1,144万6,000円を計上しております。

3目業務費、本年度予算額141万8,000円、前年度比較3,000円の減額は、賃金単価の改正による増と委託料の検針業務件数50件減の相殺によるものでございます。

4目総係費、本年度予算額2,034万3,000円、前年度比較118万8,000円の増額となっております。人件費等の本年度予算額は1,717万6,000円となっており、浄水場職員2名と嘱託職員1名の計3名分を計上するもので、前年度比較118万6,000円の増額は嘱託員報酬の改正等によるものでございます。

次のページをお開き願います。5目減価償却費、本年度予算額5,209万3,000円、前年度比較177万6,000円の増額は簡易水道設備事業に伴う償却資産の増によるもので、資産減耗費23万8,000円、前年度比較49万4,000円の減額は平成30年度更新事業により町道鶉北線の配水管布設がえを実施したことにより旧配水管施設を除却するものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度予算額1,729万9,000円、前年度比較469万8,000円の減額は昭和63年度借入債の償還が終了したことによることと一時借入金の限度額を引き下げたことによる利息70万円の減によるもので、2目雑支出、本年度予算額37万7,000円、前

年度比較54万8,000円の減額は料金の不納欠損で昨年よりも6件減の平成25年度及び26年度分の10件分を計上するものでございます。

3目消費税及び地方消費税、本年度予算額399万9,000円、前年度比較22万円の増額は、本年10月の消費税率改定増を見込むものでございます。

次に、収益的収入のご説明をいたしますので、153ページをお開き願います。水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額8,407万5,000円、前年度比較233万1,000円の減額となっております。家事用件数は、一般分として40件減の1,110件、福祉料金該当分として10件減の400件の合計1,510件を見込み、前年度比較211万3,000円減の5,522万7,000円を計上し、業務用は前年同数の90件ではありますが、使用水量の減少を見込み、前年度比較62万7,000円減の2,427万5,000円を計上しております。

2項営業外収益、2目繰入金は、収支不足補填のための一般会計からの繰入金で、前年度比較142万8,000円減の4,398万円の計上で、給水収益の減額と人件費等の増額との相殺によるものでございます。

3目他会計負担金170万7,000円、前年度比較73,000万円の減額は、下水道会計から使用料等賦課徴収事務の委託負担金で、事務費の件数の減によるものでございます。

次に、資本的支出についてご説明をいたしますので、159ページをお開き願います。資本的支出、1項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額1億1,488万7,000円、前年度比較386万円の増額は、平成29年度借入れの償還が始まることによるもので、平成元年から平成29年度までの企業債28件分を計上するものでございます。

2項建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費、本年度予算額4,350万円、前年度比較720万円の減額は、簡易水道等施設整備事業の減によるものでございます。資料ナンバー9をあわせてご参照願います。1節工事請負費は、昨年を引き続き

町道鶉北線に昭和50年に埋設された配水管の更新で、東鶉職員住宅付近160メートルと町道鶉下鶉線に昭和49年に埋設された配水管、緑が丘地区を170メートルの布設がえに1,840万円、また浄水場で平成7年度から稼働しているフロキュレーター4台のうち2台目の更新整備に1,900万円を計上するものでございます。

続きまして、158ページ、資本的収入につきましてご説明いたします。資本的収入、1項出資金、1目負担区分に基づかない出資金、本年度予算額6,255万7,000円、前年度比較257万8,000円の増額は、企業債償還元金のうち内部留保資金にて補填し、さらに不足する額を一般会計出資金として補填を受けるものでございます。

2項企業債、1目企業債、本年度予算額3,110万円、前年度比較600万円の減額と3項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度予算額1,223万1,000円、前年度比較6,000円の減額は簡易水道等施設整備事業の補助対象経費の振り分けによるもので、4項他会計補助金、1目他会計補助金、本年度予算額16万9,000円、前年度比較119万4,000円の減額は起債対象外の給水管接続など単独事業費の減によるものでございます。

以上で水道事業会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（吉川 洋） ありがとうございます。

それでは、内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

154ページから157ページ及び159ページ、歳出全般にわたって質疑を受けたいと思います。質疑のある方、ご発言を願います。高橋委員。

○8番（高橋成和） 155ページの4目の総係費の中の職員の給与の関係についてお伺いしたいのですけれども、今の勤務体制についてまず……人数はいろいろ書いてあるのですけれども、昔より減っているのかなんとも思いながら、参考にちょっと聞かせていただきたいのと技術者という方は何名ぐらい……やっぱり配置基準みたいとい

うのがあるのかどうか、その辺ちょっと教えていただければなと思うのですけれども。

○委員長（吉川 洋） 佐藤課長。

○建設課長（佐藤康弘） 浄水場に配置している職員については正職員が2名、嘱託職員が1名で、勤務内容につきましては一日を1番勤務、午前8時から午後6時まで、2番勤務を午後8時から翌朝の6時までということで、1番勤務、2番勤務に分けてローテーションで行っております。そのほか週休ですとか特別休暇の休暇を与えるために賃金雇用の職員を2名確保しております、年間のローテーションに割り振っているところでございます。

○8番（高橋成和） ありがとうございます。

〔発言する者あり〕

○建設課長（佐藤康弘） 配置基準については特にございませぬ。また、浄水場職員の技術に関しまして特別な技術講習会があるわけではなくて、浄水場、今まで勤務してきた技術の積み重ねを代々継承しているような形でございます。

○8番（高橋成和） ありがとうございます。あれだけのやっぱり機器がいっぱいあって、去年もブラックアウトとかあって、もし壊れた場合、故障した場合の対応というのはどういうふうな流れになっているのかちょっとお伺いしたいのですけれども、よろしいですか。

○委員長（吉川 洋） 佐藤課長。

○建設課長（佐藤康弘） 浄水場には72時間の自家発電装置を兼ね備えておりまして、主に取水と浄水の処理に使用しております。そのほかにつきましては、浄水場から配水池まで、配水池から各家庭までは全て自然流下となっておりますので、自家発電装置が故障しない限りは断水することではなく対応できると考えております。

○8番（高橋成和） ありがとうございます。それでは、緊急時においても別に何とか動くというか、問題ないということ。

〔発言する者あり〕

○建設課長（佐藤康弘） ブラックアウトもそうですけれども、その前日に台風21号で倒木により送電線が切れるという事故が起きまして、ブラックアウトの前日に停電を経験しております。その際も非常用発電機が稼働しましたし、それによりまして燃料タンク500リットルの軽油を満タンにしていたということで、ブラックアウトについても72時間については確実に対応できますとともに、そのほかにも燃料の確保に努めてきたところでございます。

以上です。

○8番（高橋成和） ありがとうございます。それでは、発電機が何とか動けば大丈夫ということと、あとそのほかの部品の故障というのも職員さんで対応できるということによろしい……。

○建設課長（佐藤康弘） 今は、機械的には全自動になっております。ただ、一部手動に切りかえて操作することも可能で、配水池の流入ですとか排水量、バルブの開閉とかも現地に行きまして、操作盤で手動に切りかえれば手動で全ての操作することができますので、よっぽどの故障がない限り、発電機が本当に壊れてしまわない限りは断水することはありません。

○8番（高橋成和） ありがとうございます。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○8番（高橋成和） はい。

○委員長（吉川 洋） ほかございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち切りたいと思います。

それでは、153ページと158ページ、歳入全般にわたって質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。高橋委員。

○8番（高橋成和） ここでいくと153ページの水道事業収益の1目給水収益の水道料金の関係なのですけれども、10月1日に消費税がまた増税されるということなのですけれども、これの移行の準備というか、どういうふうな流れで支払いとい

うのですか、町民の皆さん方に周知していくというのが1点目と、あとさっき業務用の水道のほう
が90件あるということなのですけれども、一番使用
量が多い企業というのは町内でどういうところ
があるのか教えていただければなと思うのですけ
れども。

○委員長（吉川 洋） 佐藤課長。

○建設課長（佐藤康弘） 消費税の増税の關係に
つきましては、今後町広報等で何回かに分けて説
明をしていきたいと思っております。それで、前
回5%から8%に上がったときの場合なのですが、
町の水道の検針というのは毎月20日になって
おりまして、10月1日に増税になったときの10月
の検針につきましては9月20日分から10月20日分
までの料金を請求することになりますので、一部
8%の料金が重複しております。それで、10月に
検針しまして、請求する金額については8%、11
月から検針をして請求する分については10%にな
っていくのかなと思っております。

○8番（高橋成和） あと、業務用のほうの。

○建設課長（佐藤康弘） 業務用の、90件ありま
すけれども、一番多く使っているのは製造業でご
ざいます。

○委員長（吉川 洋） よろしいですか。

○8番（高橋成和） はい、ありがとうございます。
す。

○委員長（吉川 洋） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち
切りたいと思います。

それでは、これより討論を行います。討論ござ
いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

お諮りをいたします。本件は、原案のとおり可
決すべきものとするにご異議ございません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 平成31年度上砂川町水道
事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと
決定をいたしました。

この際ですので、全体を通して何かございませ
んでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉川 洋） ないようですので、打ち
切りたいと思います。

◎閉会の宣告

○委員長（吉川 洋） 以上をもちまして本予算
特別委員会に付託になりました議案の審査が全て
終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決すべきものと決定を
されましたので、その旨本会議において報告いた
します。

以上をもちまして予算特別委員会を閉会をいた
します。

委員各位のご協力をいただきまして、無事終了
できましたこと、心から感謝申し上げます。あり
がとうございました。

（閉会 午前10時40分）